

令和5年度

阪南市教育委員会の点検・評価報告書

（令和4年度施策・事業対象）



図書館 英語おはなし会

令和5年11月

阪南市教育委員会

はじめに

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価の結果をまとめた報告書を公表しています。

阪南市では、市長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議において平成27年度に「阪南市教育大綱」を策定（第1期・計画期間3年）し、平成30年度にはその内容を見直し（第2期・計画期間5年）しました。そして令和5年度は様々な検討を重ね、「第3期阪南市教育大綱」（計画期間5年）を策定しました。

また、平成29年4月からは、教育長と教育委員で組織する新たな教育委員会制度のもと、「～生涯にわたり学び、地域に還元できるまち～」をめざして、施策・事業を実施しています。

本報告書は、令和4年度に教育委員会が実施した主要な施策・事業を抽出し、教育に関する学識経験者（教育委員会評価委員）の指導・助言をいただき、点検・評価を行ったものです。

ここにその結果を公表するとともに、次年度以降の事務改善に役立ててまいりたいと考えています。

令和5年11月

阪南市教育委員会



「(仮称)子どもの権利条例制定委員会」ワークショップ

目 次

I	教育委員会の点検・評価制度について	1
1	教育委員会の点検・評価制度の概要	2
2	阪南市教育委員会の点検・評価の手法	3
II	点検・評価結果	5
1	点検・評価シートについて	6
2	点検・評価項目シートの見方について	6
	点検・評価シートの記入例	7
3	点検・評価項目	8
4	点検・評価シート担当課一覧表	9
第1節	幼児教育の充実	11
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	12
1-2	私立教育施設運営事業	13
第2節	学校教育の充実	14
2-1	地域教育協議会補助事業	15
2-2	学力向上事業	16
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	17
2-4	小中学校就学援助事業	18
2-5	児童教育支援（通訳）事業	19
2-6	子ども支援員配置事業	20
2-7	教育支援相談員配置事業	21
2-8	進路選択支援事業	22
2-9	教育支援事業	23
2-10	小学校安全対策事業	24
2-11	小中学校教職員研修事業	25
2-12	教育支援センター実施事業	26
2-13	スクールカウンセラー配置事業	27
2-14	小中学校保健事業	28
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	29

2-16	学校図書館専任司書配置事業	30
2-17	外国語指導助手活用事業	31
2-18	いじめ問題対策事業	32
2-19	海洋教育推進事業	33
2-20	水泳の充実推進事業	34
2-21	(仮称)子どもの権利に関する条例制定事業	35
2-22	英語劇鑑賞事業	36
2-23	学校支援員配置事業	37
2-24	給食センター管理運営事業	38
2-25	中学校給食運営事業	39
2-26	学校給食センター建替え事業	40
2-27	阪南市立学校のあり方検討事業	41

第3節 生涯学習の推進

3-1	社会教育委員活動事業	43
3-2	留守家庭児童会運営事業	44
3-3	野外活動広場(桜の園)管理事業	45
3-4	はたちの集い開催事業	46
3-5	青少年健全育成活動事業	47
3-6	生涯学習推進事業	48
3-7	国際交流委託事業	49
3-8	放課後子ども教室推進事業	50
3-9	放課後の子どもの居場所事業	51
3-10	人権研修事業	52
3-11	新型コロナウイルス感染症対策事業	53
3-12	阪南市フレンドシップコンサート事業	54
3-13	旧下荘小学校跡地利活用事業	55
3-14	中央公民館管理運営事業	56
3-15	地区公民館(尾崎・東鳥取・西鳥取)管理運営事業	57
3-16	文化センターホール管理運営事業	58
3-17	図書館管理運営事業	59
3-18	絵本で育む子どもとのふれあい事業	60
3-19	新型コロナウイルス感染症対策事業(図書館分)	61

第4節	歴史・文化の保存と継承	6 2
4-1	文化財保護啓発事業	6 3
第5節	生涯スポーツの振興	6 4
5-1	社会体育施設管理運営事業	6 5
5-2	スポーツ推進事業	6 6
5-3	各種大会運営委託事業	6 7
III	教育委員会会議の実施状況及び教育委員の活動状況	6 8
資料等		7 2
	関係法令	7 3
	阪南市教育委員会評価委員会条例	7 5
	阪南市教育大綱（抜粋）	7 8
	令和4年度 阪南市学校園教育基本方針	7 9



放課後子ども教室推進事業(わくわく教室)での絵の本ひろば

I 教育委員会の点検・評価制度について

I 教育委員会の点検・評価制度について

1 教育委員会の点検・評価制度の概要

(1) 点検・評価制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

また、点検・評価の方法、報告書の様式、議会への提出方法などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定するものとされています。

(2) 学識経験者の知見の活用について

「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

なお、「教育に関し学識経験を有する者」については、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人を想定しています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨から、必ずしも教員経験者や、大学の研究者などの教育についての専門家でなければならないことはありません。

(3) 市議会への提出・公表

教育委員会が実施した前年度事業について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、市議会へ提出後、公表します。

2 阪南市教育委員会の点検・評価の手法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の趣旨に沿い、阪南市教育委員会の評価手法について、平成20年11月に「阪南市教育委員会評価委員設置要綱」を制定しました。さらに、平成25年12月に、より多くの視点に基づく意見や多様な学識経験に基づく知見を活用するため、「阪南市教育委員会評価委員会条例」を制定し、平成26年度から3人の合議制の委員会となりました。

(1) 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

(2) 実施方法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条を基に、教育委員会事務局各課（室・施設）の主要な施策・事業を評価シートにて点検・評価を行います。

まず、事業実施担当課において、評価シートを用い、施策・事業の目標に対して、取組の効果や今後の課題について考察します。

その後、前年度の取組状況について、評価委員の点検・評価を得て、市議会に報告書を提出します。

(3) 点検・評価の経過（予定含む）

年 月	会 議 等	内 容
令和5年 8月	第1回評価委員会	点検・評価シート(案)について (委員に各評価シートを説明)
令和5年 10月	第2回評価委員会	点検・評価結果について
令和5年 11月	定例教育委員会	点検・評価報告書について
令和5年 12月	市議会に報告書を提出	

(4) 学識経験者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する評価委員の方から、教育委員会が自ら行った点検・評価について、その客観性を確保するため包括的にご意見をいただき、今後の教育行政に活かします。

阪南市教育委員会評価委員名簿（敬称略）	
ふりがな	のむら まさあき
氏名	野村 正昭
所属・職名	阪南市社会教育委員会議議長 阪南市青少年指導員協議会顧問 少年補導員
専門領域	生涯学習関係
ふりがな	こいそ かずお
氏名	小磯 一雄
所属・職名	大阪市立堀川小学校 元校長
専門領域	学校教育関係
ふりがな	かまだ まみこ
氏名	鎌田 麻美子
所属・職名	健康運動指導士 阪南市スポーツ協会体育教室指導者
専門領域	生涯学習関係

(5) 市民への公表

点検・評価の結果は、市民情報コーナー及び本市ウェブサイトにて公表します。

Ⅱ 点検・評価結果

Ⅱ 点検・評価結果

1. 点検・評価シートについて

教育委員会事務局各部署の主要な施策・事業を点検・評価するために点検・評価シートを作成しています。

2. 点検・評価シートの見方について（次頁の例参照）

1. 事業概要

- (1) 事業名 — 各課の主要な施策・事業名を記載しています。
- (2) 担当課 — 課・室・館・センター名を記載しています。
- (3) 目的 — 施策・事業の目的について記載しています。
- (4) 事業概要 — 施策・事業の概要について記載しています。
- (5) 事業費 — 令和3年度決算額・令和4年度決算額、また参考として令和5年度予算額を記載しています。

2. 取組結果

- (6) 成果・効果 — 施策・事業実施により生じた成果・効果を記載しています。
- (7) 今後の課題・改善策 — 施策・事業推進上の課題と改善策を記載しています。

3. 外部評価

- (8) 評価 — 評価委員の意見を記載しています。

4. 今後の方針

- (9) 方向性 — 評価委員の意見及び課題の提示等を受け、今後の方向性を5段階で記載しています。
 - ・ 拡充
 - ・ 改善して継続
 - ・ これまでの取組を踏まえて継続
 - ・ 縮小
 - ・ 休止・廃止・終了

記入例

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業			担当課	こども政策課 学校教育課	
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	191,624	令和4年度 (決算額)	127,999	<参考> 令和5年度 (予算額)	149,893

2. 取組結果

成果・効果	○阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、阪南市立幼稚園は2園となったが、関係法令を遵守しながら運営することができた。 ○こども未来部に窓口を一本化したことにより、他の就学前施設との連携強化につながり、保護者の利便性が向上した。 ○教育委員会と連携し、教職員の質の向上等を図った。
今後の課題 改善策	○公民の役割分担を踏まえ、中長期的な幼稚園のあり方を検討する。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

<p>○窓口の一本化により保護者の利便性が向上したことは評価する。 ○保護者にとっては経済的な利点のあった公立幼稚園だが、就学前教育保育の無償化により、私立を希望する保護者が増えるのは仕方ないことである。公立幼稚園は、2園になったことにより、さらにその良さをアピールし、教育内容を充実させてその存続を図ってほしい。少子化が進む中、中長期的に先を見据えて今後の進む道を探られたい。 ○公立幼稚園は、自然あふれ、地域に見守られて、のびのびとした環境の中で教育してもらえるなどの良さを引き続きアピールしてほしい。 ○仕事を持つ保護者が増加していることなどをふまえ、預かり保育や長期休業中の保育など、保護者のニーズに合うよう、さらに検討してほしい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○更なる就学前施設間の連携強化と保護者の利便性の向上に努める。 ○中長期的な幼稚園のあり方を検討し、公民の役割分担を踏まえた公立幼稚園運営に努める。 ○公立幼稚園においては、引き続きのびのびと子どもたちの力を伸ばす教育を推進し、体験入園等の機会を捉えて、周知に努める。 ○多様化する保育ニーズに応じた子育て支援の充実に努める。</p>	

3. 点検・評価項目

《基本目標》

人生100年時代を迎え、
誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち

◎分野のめざす姿

- 子どもの権利が守られ、子ども参加のまちづくりが進められています。
- 学校・就学前施設・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”・“育ち”を支援するとともに、乳幼児・児童・生徒が、良好かつ安全・安心で快適な環境のもと、質の高い充実した教育・保育を受けています。
- 乳幼児・児童・生徒が、基本的信頼感や自己肯定感を育めるよう支援を受け、様々な体験のもと生きる力を育み、健やかに育っています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っています。
- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動ができています。
- 市民が、互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持ち、それぞれの違いを認め合って、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。
- 地域での困りごとなどの地域課題が、分野を超えた活動の連携により解消されるなど、地域での学びが活かされる場が育まれています。
- 市民が、地域の歴史と文化を理解し、誇りを持って暮らしています。
- 生涯学習の多様なニーズを捉え、市民・行政などによるソーシャルメディアなどを活用した学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学ぶ機会が身近にあります。
- 多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

【施策項目】

- 第1節 幼児教育の充実（令和4年度 阪南市学校園教育基本方針参照）
- 第2節 学校教育の充実（令和4年度 阪南市学校園教育基本方針参照）
- 第3節 生涯学習の推進
- 第4節 歴史・文化の保存と継承
- 第5節 生涯スポーツの振興

4. 令和5年度点検・評価シート 担当課一覧表(令和4年度事業)

第1節 幼児教育の充実		担当課
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	こども政策課・学校教育課
1-2	私立教育施設運営事業	こども政策課
第2節 学校教育の充実		担当課
2-1	地域教育協議会補助事業	学校教育課
2-2	学力向上事業	学校教育課
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課
2-4	小中学校就学援助事業	教育総務課
2-5	児童教育支援(通訳)事業	学校教育課
2-6	子ども支援員配置事業	学校教育課
2-7	教育支援相談員配置事業	学校教育課
2-8	進路選択支援事業	学校教育課
2-9	教育支援事業	学校教育課
2-10	小学校安全対策事業	教育総務課
2-11	小中学校教職員研修事業	学校教育課
2-12	教育支援センター実施事業	学校教育課
2-13	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
2-14	小中学校保健事業	教育総務課
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	学校教育課・教育総務課
2-16	学校図書館専任司書配置事業	学校教育課
2-17	外国語指導助手配置事業	学校教育課
2-18	いじめ問題対策事業	学校教育課
2-19	海洋教育推進事業	学校教育課
2-20	水泳の充実推進事業	学校教育課
2-21	(仮称)子どもの権利に関する条例制定事業	学校教育課
2-22	英語劇観賞事業	学校教育課
2-23	学校支援員配置事業	学校教育課
2-24	給食センター管理運営事業	学校給食センター
2-25	中学校給食運営事業	学校給食センター
2-26	学校給食センター改修事業	学校給食センター
2-27	阪南市立学校のあり方検討事業	教育総務課



日本語発表会

第3節 生涯学習の推進		担当課
3-1	社会教育委員活動事業	生涯学習推進室
3-2	留守家庭児童会運営事業	生涯学習推進室
3-3	野外活動広場（桜の園）管理事業	生涯学習推進室
3-4	はたちの集い開催事業	生涯学習推進室
3-5	青少年健全育成活動事業	生涯学習推進室
3-6	生涯学習推進事業	生涯学習推進室
3-7	国際交流委託事業	生涯学習推進室
3-8	放課後子ども教室推進事業	生涯学習推進室
3-9	放課後の子どもの居場所事業	生涯学習推進室
3-10	人権研修事業	生涯学習推進室
3-11	新型コロナウイルス感染症対策事業	生涯学習推進室
3-12	阪南市フレンドシップコンサート事業	学校教育課
3-13	旧下荘小学校跡地利活用事業	生涯学習推進室
3-14	中央公民館管理運営事業	中央公民館
3-15	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業	中央公民館
3-16	文化センターホール管理運営事業	生涯学習推進室
3-17	図書館管理運営事業	生涯学習推進室
3-18	絵本で育む子どもとのふれあい事業	生涯学習推進室
3-19	新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館分）	生涯学習推進室
第4節 歴史・文化の保存と継承		担当課
4-1	文化財保護啓発事業	生涯学習推進室
第5節 生涯スポーツの振興		担当課
5-1	社会体育施設管理運営事業	生涯学習推進室
5-2	スポーツ推進事業	生涯学習推進室
5-3	各種大会運営委託事業	生涯学習推進室

計52件



中央公民館講座「多世代交流を生み出す地域の居場所づくりをめざして」

第1節 幼児教育の充実

阪南市教育大綱における方針

就学前の教育・保育の充実を図ります。

■現状

- 少子化が進んでいます。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増加してきています。
- 保護者の働き方の多様化などにより、ニーズも多様化してきています。
- 各施設が特色のある教育・保育を提供しています。
- 老朽化が進んでいる施設があります。

■課題

- 保護者のニーズに合った、子育てがしやすい環境づくりが求められています。
- 就学前教育・保育の質の向上が求められています。
- 生きる力を育むための乳幼児期における様々な体験の機会が求められています。
- 子育て環境の多様化やよりきめ細かな子育て支援の観点から、関係諸機関との連携や相談体制の充実が求められています。
- 安全・安心で快適な教育・保育環境の整備が求められています。

■めざす姿

- 良好な教育・保育環境により、乳幼児が、安全・安心で快適な教育・保育を受けることができる就学前施設となっています。
- 乳幼児一人ひとりの、ありのままに愛される基本的信頼感、自己肯定感を育てています。
- 社会を生き抜く子どもの育成に向け、非認知能力を伸ばす教育・保育を提供しています。
- 市民が教育・保育に関心を持つとともに、就学前施設・家庭・地域が連携し、乳幼児の学びや育ちを支援しています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っており、安心して子どもを産み、育てることができています。

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業			担当課	こども政策課 学校教育課	
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	191,624	令和4年度 (決算額)	127,999	<参考> 令和5年度 (予算額)	149,893

2. 取組結果

成果・効果	○阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、阪南市立幼稚園は2園となったが、関係法令を遵守しながら運営することができた。 ○こども未来部に窓口を一本化したことにより、他の就学前施設との連携強化につながり、保護者の利便性が向上した。 ○教育委員会と連携し、教職員の質の向上等を図った。
今後の課題 改善策	○公民の役割分担を踏まえ、中長期的な幼稚園のあり方を検討する。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

<p>○窓口の一本化により保護者の利便性が向上したことは評価する。 ○保護者にとっては経済的な利点のあった公立幼稚園だが、就学前教育保育の無償化により、私立を希望する保護者が増えるのは仕方ないことである。公立幼稚園は、2園になったことにより、さらにその良さをアピールし、教育内容を充実させてその存続を図ってほしい。少子化が進む中、中長期的に先を見据えて今後の進む道を探られたい。 ○公立幼稚園は、自然あふれ、地域に見守られて、のびのびとした環境の中で教育してもらえるなどの良さを引き続きアピールしてほしい。 ○仕事を持つ保護者が増加していることなどをふまえ、預かり保育や長期休業中の保育など、保護者のニーズに合うよう、さらに検討してほしい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○更なる就学前施設間の連携強化と保護者の利便性の向上に努める。 ○中長期的な幼稚園のあり方を検討し、公民の役割分担を踏まえた公立幼稚園運営に努める。 ○公立幼稚園においては、引き続きのびのびと子どもたちの力を伸ばす教育を推進し、体験入園等の機会を捉えて、周知に努める。 ○多様化する保育ニーズに応じた子育て支援の充実に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	私立教育施設運営事業				担当課	こども政策課
目的	○私立教育施設（幼稚園及び認定こども園）に対し、関係法令に基づく給付費を支出するなど、施設運営を支援する。					
事業概要	○子ども・子育て支援法に基づき、私立教育施設に施設型給付費（運営費）を支給する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業を実施する私立教育施設に、補助金を支給する。 ○その他、私立教育施設の運営にかかる費用の一部を補助する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	253,372	令和4年度 (決算額)	301,687	<参考> 令和5年度 (予算額)	314,951

2. 取組結果

成果・効果	○子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令に基づき、私立教育施設に対して適切に給付費等を支給することができた。 ○こども未来部に窓口を一本化したことにより、施設との連携強化につながり、保護者の利便性が向上した。
今後の課題 改善策	○多様化、複雑化する事務に対応しながら、適正な給付費等の支給に努める。 ○私立教育施設との連携を強化し、更なる保護者の利便性の向上を図る。

3. 外部評価

<p>○急激な少子化が続く一方、私立園への保護者の期待は高まっており、保育内容の充実は今後より重要となる。給付費の適切な支出や施設運営の支援に努め、事業の推進を図ってほしい。</p> <p>○私立園においても子どもたちの健やかな成長の場となるよう支援をお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○多様化、複雑化する事務に対応しながら、関係法令に則した適切な事務執行を行う。</p> <p>○更なる就学前施設間の連携強化に努め、就学前教育等の底上げを図る。</p>	

第2節 学校教育の充実

阪南市教育大綱における方針

すべての子どもが安心して、ともに学びともに育つ教育をめざします。
よりよい生活習慣の定着を図り、学習意欲や体力の向上をめざします。
自ら学びに向かい、考え、判断し、表現できる子どもを育てます。

■現状

- 少子化の進展を踏まえ、良好な教育環境の整備に向けて取り組んでいます。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、小学校・中学校ともに記述式の問題への課題が見られます。
- 子どもたちを取り巻く状況が多様化し、人間関係構築の困難さが見られます。

■課題

- 良好な教育環境の整備とともに、学校のあり方の検討が求められています。
- 児童生徒の学力や体力、社会課題を自ら解決していける力などの育成に向け、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた多様な教育環境が求められています。
- 教員の資質向上や地域人材の効果的な活用などを通して、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 地域の特性を活かした体験学習の実施など、地域や社会との連携による取組が求められています。
- 自分の意見や考えを発信できる子どもの育成に向け、コミュニケーション能力や情報活用能力を高める学習が求められています。
- 日々変化する子どもの声を把握し、よりよい教育環境の形成につなげていくことが求められています。

■めざす姿

- 良好な教育環境により、児童生徒が健やかで安全・安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 子ども一人ひとりが権利を守られながら、力を伸ばすことができる教育を受けています。
- 児童生徒一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 学校・家庭・地域・行政が協働し、「教育コミュニティ」の充実や阪南GIGAスクールビジョンの推進によって、児童生徒の学びや育ちの支援をしています。
- 地域について学び、地域の自然環境に触れる機会などを設けることで、児童生徒が社会課題を「わがごと」として捉え、社会の一員として活動しています。

1. 事業概要

事業名	地域教育協議会補助事業			担当課	学校教育課	
目的	○地域の教育力の向上、地域の教育コミュニティの推進をめざす。					
事業概要	○地域の団体等を巻き込み、地域のつながりを重視して、地域の教育コミュニティの充実を図る。 ○清掃活動やあいさつ運動、フェスタ等を実施することで、参加者同士の交流の機会を提供し、参加者のボランティア意識の高揚を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	403	令和4年度 (決算額)	315	<参考> 令和5年度 (予算額)	411

2. 取組結果

成果・効果	○各地域教育協議会の代表者や事務局が参加する交流会を開催し、コロナ禍における各地域教育協議会の課題や取組状況について共有することができた。 ○街角ふれあい協議会(貝掛中学校区)は、コロナ対策を講じながらフェスタ(こどもとはっぴいデイ)を開催することができた。
今後の課題 改善策	○新型コロナウイルス感染症への対応が緩和される中で、フェスタの開催を含め、地域の教育力向上につながる取組について検討する必要がある。 ○交流会を開催することで、地域教育協議会の運営を担う新たなメンバーの確保等、共通の課題を共有するとともに、改善に向けた方策について協議する。

3. 外部評価

<p>○コロナ禍の中でも課題や取組状況を共有できたのは、今後の運営に役立つものと考えられる。</p> <p>○協議会の中心的な役割を担う新たなメンバーの確保が急務である。</p> <p>○近年、地域社会のつながりの希薄化や教育力の低下が課題となっている。子どもたちが成長するに際し、多様な経験をする機会が少なくなり、子育て環境への支援が重要になっている。</p> <p>○コロナ禍前には定期的に行われ、多世代に渡って地域交流できる貴重なイベントとなっていた。貝掛中学校区以外でも以前のように地域交流の場が再開されていくことを望む。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○コロナ対応の緩和に伴い、フェスタ等、停止していた活動の再開について検討していく。</p> <p>○人員的な課題や統合による校区の拡大等の課題で今まで行ってきたフェスタの続行が難しい場合も、子どもの成長と地域の関わりを充実させるために、フェスタに代わる活動を考えていく。</p>	



こどもとはっぴいデイ
(貝掛中学校区フェスタ)

1. 事業概要

事業名	学力向上事業				担当課	学校教育課
目的	○児童・生徒の学習における基礎基本の定着及び活用力の向上をめざすとともに、研修会を開催し、教員の資質向上を図る。					
事業概要	○大阪府教育センター発信の力だめしプリントや単元確認プリントなどを各学校の児童・生徒の学習に活用する。 ○阪南市教育フォーラムや学力の向上を目的とした研修会を開催し、テーマに関連づけた外部講師を招聘しての講演や学力向上の取組について発信することを通して、教員の資質向上を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	308	令和4年度 (決算額)	300	<参考> 令和5年度 (予算額)	363

2. 取組結果

成果・効果	○本事業により大阪府教育センター発信の力だめしプリントや「ことばのちから」プリントなどを活用した学習を進めた。 ○阪南市教育フォーラムは、コロナ禍により引き続き参集型とせず、オンデマンド方式で動画配信を行い、学力向上の取組の好事例を発信し、各校での取組の活性化に繋げた。
今後の課題改善策	○プリント学習などとタブレットの活用が有効なものとなるよう組み合わせた学力向上の取組を研究し、各校の授業改善を進める。 ○阪南市教育フォーラムがさらに有効となるよう、内容及び実施方法について検討を行う。

3. 外部評価

<p>○種々の工夫により各校の取組の活性化につなげたことを評価し、今後も期待している。 ○教育は学力の数値だけでは測ることはできないが、重要な指針になることは間違いない。学力の向上を図るには、研修の充実と教員の資質向上を図ることが不可欠である。研修はマンネリ化・形骸化しないように、実のあるものをお願いする。 ○教員の資質向上は永遠の課題である。その時代のニーズに合った、対応力のある人材発掘に努めてほしい。 ○タブレット端末が導入され、多種多様な学び方が学校だけでなく自宅でも可能となった。引き続き、教員の方々には、子どもたちの学力の向上につながるよう取り組んでいただきたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○「教員の教科指導力向上のための計画的な研修の実施と、子どもの学力向上につなげる授業改善」を推進強化事項に位置付け、それに沿った指導助言を機会を捉えて行う。 ○全国学力・学習状況調査結果から見える課題等の共有や、学力向上の取組交流などを学力向上研修にて行い、教員の資質向上の機会とする。 ○各校の校内研修の際には、計画段階から関わり、PDCAサイクルを意識した研修の実施に助言等を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	小中学校特別支援教育就学奨励事業			担当課	教育総務課	
目的	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図る。					
事業概要	○小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的援助として特別支援教育就学奨励費を支給する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	3,585	令和4年度 (決算額)	4,441	<参考> 令和5年度 (予算額)	6,770

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：児童107名、生徒29名、合計136名の保護者 ○支給：学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部					
今後の課題 改善策	○制度内容をよりわかりやすく、また事務の効率化を考えつつ、学校関係者と連携して保護者に対する制度周知の表現や内容を工夫する。					

3. 外部評価

<p>○適正な審査と援助の充実を願っている。 ○支援学級に在籍する児童・生徒も、平等に義務教育を受ける権利がある。在籍する児童・生徒が生き生きと学校生活を送るためにも、保護者の経済的不安を解消して、支援する必要性は大きい。制度の活用について十分に周知徹底し、適切な支援をしてほしい。 ○制度がわかりやすく伝わるよう、引き続き適切な支援をお願いする。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続					
○支援学級在籍者の保護者に対し、制度内容について周知徹底を行い、適正な審査をもって支援を行う。						

1. 事業概要

事業名	小中学校就学援助事業				担当課	教育総務課
目的	○経済的理由により就学が困難な者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。					
事業概要	○経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、経済的援助として就学援助費を支給する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	46,545	令和4年度 (決算額)	43,991	<参考> 令和5年度 (予算額)	52,053

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：要保護児童3名、要保護生徒3名 準要保護児童316名、準要保護生徒210名 合計526名の保護者 ○支給：学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部又は全部					
今後の課題 改善策	○適正な審査、援助の充実を図るための予算確保、及びその方法や手段について検討を行う。					

3. 外部評価

<p>○経済的理由で就学が困難な児童・生徒がいるということは、子どもたちに責任はないのに悲しい現実である。これらの児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、適切な就学援助費の執行をお願いします。</p> <p>○本市にはいないだろうが、この制度を悪用して不正に受給する人がいると聞くので、適正な審査・援助に努めていただきたい。</p> <p>○必要な援助が届くよう引き続き支援をお願いします。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続					
<p>○真に必要な家庭に対し、適切に援助を行うことができるよう、制度内容の周知に努め、適正な審査・援助を行う。</p>						

1. 事業概要

事業名	児童教育支援（通訳）事業			担当課	学校教育課	
目的	○帰国や渡日した園児・児童・生徒が安心して学校園生活をおくることができるように支援する。					
事業概要	○各国から帰国や渡日した園児・児童・生徒や保護者に対し、学校園において通訳支援者や日本語指導支援者が、母語による支援および日本語指導のサポートを行い、日常生活および学習活動への適応を促す。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	2,106	令和4年度 (決算額)	6,127	<参考> 令和5年度 (予算額)	9,762

2. 取組結果

成果・効果	○日本語指導の必要な子どもに対し、年間を通して通訳支援と日本語指導支援を実施し、児童・生徒が安心して登校することができた。 ○帰国・渡日の生徒が、日本で安心して高校への進学について考えられるよう、大阪府教育庁主催の母語支援のあるフォーラム等の案内を周知し、本市の学校に在籍する生徒も参加することができた。
今後の課題改善策	○本市においては、突然の帰国や渡日により転入した場合のように急な対応となるケースが多く、その児童・生徒数は、令和4年4月時点で3名であったのが、令和5年3月時点では10名となっている。急な渡日・転入に対応できるよう、定期的に他市町や市で任用している通訳者と連携し、情報を共有する中で通訳者の確保に努める必要がある。

3. 外部評価

<p>○年間を通して通訳支援と日本語指導支援を実施できたのは担当者の努力の成果である。 ○帰国や渡日した児童・生徒の状況は様々であろう。一人ひとりの実態に合った対応が必要となる。皆さんが安心して学校生活を送ることができるように支援されたい。 ○突然の帰国・渡日にもきちんと対応できる体制作りも大切ではないか。 ○他国から来られる方が増え、担任の先生だけで対応することは難しいと思われるので、できる限りスムーズに通訳の方につなげられるよう、他市町と連携し、通訳者情報の共有と人材確保をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○帰国・渡日の子もたちやその保護者が安心して学校や地域で過ごせるように、学校・保護者・日本語指導支援者・通訳支援者・教育委員会事務局が連携を密にして現状把握に努める。 ○日本語指導を必要とする児童・生徒は、年々増加傾向にある。今後も、急な編入等に迅速に対応できるよう、平素から関係機関等と通訳支援者の情報交換を行う。 ○帰国・渡日の生徒が、日本で安心して高校への進学について考えられるよう、大阪府教育庁主催の母語支援のあるフォーラムやガイダンス等の案内を周知し、参加を促す。</p>	

1. 事業概要

事業名	子ども支援員配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○障がいのある子どもが等しく教育を受ける権利を保障する。					
事業概要	○小中学校の支援学級における、障がいのある児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。 ○通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等、発達障がいの特性の見られる児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	62,094	令和4年度 (決算額)	50,387	<参考> 令和5年度 (予算額)	57,789

2. 取組結果

成果・効果	○子ども支援員を配置することで、支援学級に入級の児童・生徒だけでなく、通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対しても、支援を行うことができた。 ○令和4年度は42名の子ども支援員を配置することができた。医療的ケアが必要な児童に対しても、看護師免許を有する支援員を配置し、支援を行った。
今後の課題 改善策	○子ども支援員の需要が年々高まり、支援を必要とする子ども及び保護者のニーズが多様化するなか、子ども支援員の確保が課題となってきた。 ○子ども支援員は、対象となる児童・生徒が安全・安心に学校で過ごすために欠かすことができない存在である。全ての子どもの健やかな成長につなげるため、教員と子ども支援員がさらに連携していく必要がある。

3. 外部評価

<p>○障がいの内容も多種多様だと思うが、看護師免許を有する支援員や教員が連携し、対象者が安全・安心に学校で過ごせるようにされたい。</p> <p>○学校における子どもの支援は複雑で多様化している。特に、いじめ・不登校・精神疾患・虐待などに加えて、障がいのある児童・生徒もいる。これらの児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、児童・生徒や保護者の訴えをよく聞き取り、実態や背景を把握し、解決に向けた対応を進めてほしい。いろいろな制度を活用した多面的な見立て支援が必要である。</p> <p>○安全・安心な学校生活を送るためにも、子ども支援員の存在は大きい。引き続き適正な支援員の確保をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○支援を必要とする子どもたちは増加しており、対象となる子どもや保護者、学校にとって子ども支援員の果たす役割は重要なものとなっている。すべての児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や特性等の把握に努め、必要な支援員数を確保し、適切な配置に努める。</p> <p>○今後も医療的なケアを必要とする子どもの在籍が見込まれるため、引き続き看護師免許を持つ支援員の確保及び配置を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	教育支援相談員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談及び巡回相談を実施することにより、早期からの支援体制を整える。					
事業概要	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて知能検査を行い、それに基づいた支援方法などを提案する。 ○定期的に子どもの様子を観察し、必要な支援について校園所等に助言する。 ○保護者に寄り添い、家庭とともに子どもへの支援を確立していく。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	3,185	令和4年度 (決算額)	3,181	<参考> 令和5年度 (予算額)	3,611

2. 取組結果

成果・効果	○市立の各幼稚園、保育所へ年間4回ずつ巡回相談を行うことにより、相談員から教職員に対し、早期から支援を必要とする子どもの支援方法について様々な提案を行うことができた。 ○小・中学校においても、相談員による巡回相談の活用を希望するケースが多く、令和4年度は保幼小中全体で211回の教員相談を実施した。
今後の課題 改善策	○相談員による継続した支援や検査の実施等を希望するケースの増加に伴い、相談員の業務量が増加している。 ○相談員による各校園所への支援を広げることにより、相談員の助言を受ける機会を増やすことや相談員を講師とした研修を実施することで、教職員のスキルアップにつなげる。

3. 外部評価

<p>○取組結果は評価する。この活動を継続し、進路選択や教育支援への活用をお願いする。 ○未就学児の保護者は、進学に対していろいろな不安をお持ちだと思ふ。安心して入学するためにも、教育支援相談員の役割は大きい。教職員とも十分に連携をとりながら、支援体制を整えてほしい。 ○相談員の業務量の増加とあるので、適正な数の相談員の確保を検討し、業務に支障が出ないようお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○教育支援委員会で検討を要する幼児・児童・生徒は年々増加しており、教育支援相談員と校園所、教育委員会事務局が連携をとり、子どもたちの状況把握を行いながら、より適切な就学先や支援について検討していく必要がある。そのため、これからも子どもやその保護者が安心して就学に臨めるよう、教育支援を行っていく。 ○保護者への支援相談や各校園所への教育相談、及び支援研修等への教育支援相談員の派遣のニーズが高まっている。教育支援相談員の派遣日数を確保し、家庭と校園所をつなぐとともに、教職員のスキルアップを図る。</p>	

1. 事業概要

事業名	進路選択支援事業				担当課	学校教育課
目的	○奨学金相談等を行うことで家庭事情や経済的理由により進学、進級をあきらめることのないようにする。					
事業概要	○地域就労支援コーディネーターが常駐し、随時、進路（奨学金）の相談に応じる。 ○市内全小・中学校に本事業について情報提供するとともに、一般市民向け（保護者対象）の奨学金説明会を実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	282	令和4年度 (決算額)	201	<参考> 令和5年度 (予算額)	202

2. 取組結果

成果・効果	○地域就労支援コーディネーターを配置し、随時進路相談に対応した。 ○年間14件の相談に対し、必要な情報を提供することができた。 ○8月の進路（奨学金）に関する説明会は、チラシや市のウェブサイトにより周知したうえで、実施した。参加者からの個別相談も受け、必要な情報を提供することができた。
今後の課題 改善策	○奨学金や国の就学支援金、府の就学支援補助金等について最新の情報の把握に努め、地域就労支援コーディネーターと連携を図りながら進路（奨学金）に関する説明会を開催するなど進路相談を行う。 ○高校の授業料についての府の動向などに留意し、相談者に対して適切な説明を行う。

3. 外部評価

<p>○家庭事情や経済的理由で進学・進級を断念することがないように、奨学金制度の積極的な活用を進めたい。また、各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言を行い、自らの能力や適性にあった進路を主体的に選択できるように支援してあげてほしい。</p> <p>○引き続き情報の提供や支援をお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○奨学金や国の就学支援補助金などについて最新の情報の把握に努めるとともに、大阪府の進路に係る情報などを正確に収集し、学校や相談者に対して情報提供を行う。</p> <p>○引き続き説明会などを実施することで、必要となる情報提供や進路相談などの支援を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	教育支援事業				担当課	学校教育課
目的	○支援教育を必要とする子どもに適切な就学支援を行い、支援教育の充実を図る。					
事業概要	○本市の学校園所に在籍し、または在籍しようとする障がいのある子どもに対して、個々の特性や教育的ニーズに応じた豊かな教育が行われるよう、適切な教育支援（就学支援）を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	50	令和4年度 (決算額)	50	<参考> 令和5年度 (予算額)	50

2. 取組結果

成果・効果	○対象の幼児・児童・生徒が所属する保育所・幼稚園・こども園及び小中学校を訪問し、個別支援の必要性を把握することができた。 ○支援学校等の外部機関や専門家と連携し、104名の幼児・児童・生徒のより良い学習環境の確保に向けて、適切な教育支援を行うことができた。
今後の課題 改善策	○就学支援等が必要な幼児・児童・生徒は年々増加している。子ども・保護者のニーズは多様であるため、丁寧な就学相談を行い、必要とされる情報を確実に伝えることで、安心して就学できるように努める。 ○一人ひとりの障がいの状況及び必要とする支援を把握するため、校園所及び外部機関と密に連絡を取り合う。

3. 外部評価

<p>○校長在任時、ある学識者の方から、障がいのある子どもたちが光輝き、生き生きと活動している、そんな学校を作ってくださいとアドバイスを受けたことがあった。関係者間の綿密な連携で情報を共有し、手厚い支援で迎えてあげたいと思う。 ○個別の支援やニーズの対応は大変だと思いが、丁寧な対応をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○教育支援委員会で検討を要する幼児・児童・生徒は増加傾向にある。また、障がいの重度・重複化など、支援を必要とする子どもやその保護者の意識やニーズは多様化している。そのため、校園所や支援学校等と連携をさらに密にし、子どもたちの状況把握をしながら、より適切な教育支援を行っていく。 ○研修等を行うことで、各校園所の診断委員及び担当者のスキルアップを図り、対象となる子ども及びその保護者の不安を解消し、安心して校園所生活を送ることができるようになる。</p>	

1. 事業概要

事業名	小学校安全対策事業			担当課	教育総務課	
目的	○校内への不審者等の侵入を防止する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展。					
事業概要	○子どもの安全確保や不審者の侵入を防止するため、各小学校に受付員を配置する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展及び育成を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	2,847	令和4年度 (決算額)	2,968	<参考> 令和5年度 (予算額)	3,374

2. 取組結果

成果・効果	○実施校数：8校（全校）、実施平均日数：199日、従事者数：62名 ○各学校に受付員を配置し、子どもの安全を確保することができた。 ○地域ボランティアの発展及び育成を図った。
今後の課題 改善策	○受付員の維持や確保が必要である。 ○日常的に多くの目で子どもの安全点検を行い、子どもの安全を引き続き守っていく必要がある。

3. 外部評価

○「学校の安全は地域で守る」という意識を地域の人々に認識してもらい、協力してもらうことが必要である。各校の受付員の維持・確保は今後とも必要である。 ○当市で安全が守られているのは、ボランティアを始め、関係者の努力のおかげだろう。本市の旧国道沿いにある学校では多くの関係者が見守り活動をして児童・生徒の安全を守っているが、全国では多くの事件が起きているのも現実である。校内の侵入者防止を始め、通学路の安全点検など、継続して活動を推進してほしい。 ○受付員確保が課題とあるが、ボランティアの方への報償費を確保して、人材確保してほしい。 ○暑い中寒い中、日々子どもたちの安全を守っていただいている地域の皆様に感謝する。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○今後も引き続き受付員（スクールサポーター）の報償費予算を確保して、学校と連携し、受付員の登録人員の確保に努めるとともに、地域ボランティアの活動の発展及び育成を図る。 ○「学校の安全は地域で守る」という意識を高め、多くの方に協力していただけるよう働きかけ、通学路の安全点検など行い、子どもたちの安全を守るように努める。	

1. 事業概要

事業名	小中学校教職員研修事業			担当課	学校教育課
目的	○児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、教職員の資質向上をめざす。				
事業概要	○児童・生徒に対する指導や支援の充実、新しい教育課題や危機管理に対する教職員の資質向上や対処能力向上のため、研修を実施する。				
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	170	令和4年度 (決算額)	193	<参考> 令和5年度 (予算額) 268

2. 取組結果

成果・効果	○令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症への対策が必要であったが、学力向上や人権教育、情報教育、外国語教育など教員に求められる課題が多い中で、オンラインでの開催を効果的に取り入れるなど、集合型開催の研修とバランスを取りながら研修を実施することができた。
今後の課題改善策	○受講した教員の満足度をより高められるように研修の内容を精査するとともに、コロナ対応が緩和された中でも、教員の働き方改革の視点も念頭に置き、タブレット端末を活用したリアルタイムでの研修の実施など各研修のよりよい開催方法について検討する。

3. 外部評価

<p>○教職員の資質向上のため、また、教育内容の多様化に対応するため、研修内容の質の向上が必要と考えるが、教員の働き方改革の視点も念頭に置いたうえで研鑽されたい。</p> <p>○教育現場の課題が多様化し、その対応や教職員の資質向上がますます重要になってきている。そして、そのための有効な研修のあり方の模索も急務である。学習指導要領には、「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた授業改善の必要性が強調されている。そのためには、各学校の課題に応じた改善の手立てを工夫して、学校全体で全教職員の共通理解のもとに取り組む校内研修の充実が不可欠である。</p> <p>○日常の業務だけでも多忙だと思われるが、引き続き資質向上に努めていただくようお願いする。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○教職員の指導力及び資質の向上を図るため、引き続き効果的な研修を企画する。研修の計画にあたっては、オンラインを活用した研修や、参加・体験型研修等、より実践的な研修を実施し、教職員が有効性を感じられるような工夫を行う。</p> <p>○教職員同士が交流を深められるような参集型の研修も積極的に実施することで、情報交換や学び合いの場を設定し、教職員のスキルアップを図る。</p>	



海洋教育研修会

1. 事業概要

事業名	教育支援センター実施事業			担当課	学校教育課	
目的	○学校園に登校園できない状態にある子どもの学校園生活への復帰を支援する。					
事業概要	○不登校状態にある園児・児童・生徒、特に心理的または情緒的な要因によって登校できない状況にある園児・児童・生徒の居場所とし、様々な体験をしながら自己肯定感を育み、集団生活への適応や社会的自立を支援する。 ○阪南市教育支援センター「シンパティア」は、スペイン語で「共感」「親愛感」を意味する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	5,079	令和4年度 (決算額)	5,191	<参考> 令和5年度 (予算額)	5,572

2. 取組結果

成果・効果	○通所している児童・生徒一人ひとりに寄り添いながら、活動や相談を通して支援を続け、登校につながったケースもあった。 ○指導員や補助指導員が、必要に応じて家庭に連絡し、保護者の思いや困りごとについて把握することで、児童・生徒だけでなく、家庭への支援も行うことができた。
今後の課題 改善策	○不登校児童・生徒数は増加傾向にある。教育支援センターに興味を示していた児童・生徒でも最終的に通所につながらなかったケースもあるため、学校との連携を深め、見学等を行うことでセンターの周知に努める必要がある。 ○教育支援センターの相談機能の充実につながる取組について検討を行う。

3. 外部評価

<p>○不登校児童・生徒が増加傾向にあることは、大きな課題である。一人ひとりに寄り添う必要があり、またその対応にも適切な支援が求められる。 ○長年ひきこもりで家で過ごした人に関係者が根気よく寄り添い、ついには心を開かせた結果、生き生きと職場で活動するようになった、という例もある。全ての児童・生徒が一日も早く、学校に復帰して楽しく学校生活が送れるように願っている。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○不登校児童・生徒のうち、学校の教員以外とつながることができていない子どもたちに対し、学校、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携して教育支援センターの利用について促していく。 ○継続して通所申請がある子どもたちには、市立図書館や海岸が近いという立地や、少人数ということを活かした体験や学習を通し、自分のやりたいことを模索したり、登校への意欲を高めたりできるよう、支援や活動を充実させていく。</p>	

1. 事業概要

事業名	スクールカウンセラー配置事業		担当課	学校教育課		
目的	○心理的な不安や問題を抱えた相談者に対し、問題解決に向けて支援する。					
事業概要	○学校園におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーによる心理相談を実施する。 ○教職員に対するカウンセリング研修などにより、子ども理解を深め、子どもや保護者の抱える悩みや問題などについて解決に向けて支援する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	3,822	令和4年度 (決算額)	3,820	<参考> 令和5年度 (予算額)	3,822

2. 取組結果

成果・効果	○カウンセリングを通じて子どもや保護者の心理的不安を軽減することや、カウンセリングを継続することで改善することができたケースがあった。 ○教員がケース会議等を通じてスクールカウンセラーの心理士としての専門的な見立てについて学ぶことで、子どもを理解する力の向上につながった。
今後の課題 改善策	○不登校児童・生徒の増加の背景に、コロナ禍による登校意欲の低下や不安感の増加もあるため、精神的な安定のために継続してカウンセリング業務に取り組む必要がある。 ○スクールカウンセラーからの助言などを通して、教員が子どもの不登校や問題行動等の要因の見立て方について、その都度学んでいく。

3. 外部評価

<p>○スクールカウンセラーの専門的な助言は、教員や保護者にとって心理的な不安の解消に有効であり、不登校や問題行動等の対策に役立つと考える。</p> <p>○心理的な不安や様々な課題を抱えた児童・生徒は、この多様化した時代、増加していきだろう。その解決には、スクールカウンセラーの方の力は欠かせないものだ。人材確保が大変だろうが、是非充実した布陣を整えてほしい。また、各担任も有効なスクールカウンセラーと言える。スクールカウンセラーによる教職員の研修も併せて進めていただきたい。</p> <p>○小さな悩みの種の間にも解決できるよう相談できる環境を整え、子ども同様に保護者にとっても相談しやすい環境であるとありがたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○心理的な不安や様々な課題を抱えた子どもたちや、子育てへの不安等のある保護者に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングを継続する。</p> <p>○カウンセリング実施後には、カウンセラーからの教員への声かけや働きかけ等に対する助言を最大限活用する。</p> <p>○スクールソーシャルワーカー等、校内にいる多職種専門家同士の連携の充実を図るとともに、教員の資質向上に関する研修等の実施に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	小中学校保健事業				担当課	教育総務課
目的	○学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図る。					
事業概要	○学校保健安全法に基づき、学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、安全で衛生的な教育環境づくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	19,499	令和4年度 (決算額)	19,655	<参考> 令和5年度 (予算額)	21,995

2. 取組結果

成果・効果	○全校において、健康診断や各種検診及び各種環境測定検査を適切に実施できた。 ○感染症対策として、継続して児童・生徒の意識向上を図るとともに、必要な備品等を充実させ、学校の安全・安心な環境づくりを推進した。
今後の課題 改善策	○学校保健会等での研修や情報交換の充実を図り、教職員の更なる知識・意識の向上を図る。 ○健康診断や各種検診を円滑に実施し、必要に応じて迅速に精密検査等を指示することで、児童・生徒の健康の保持増進を図る。

3. 外部評価

<p>○大人になると、高齢になるほど健康診断や各種検診の必要性を身にしみて感じる。生涯健康な身体を維持するためにも、児童・生徒が受ける健康診断・各種の検診は重要である。その時指摘されたところをすみやかに処置することが健康保持増進につながるだろう。</p> <p>○運動不足による体力低下など、子どもたちにもコロナによる影響が出ていると感じる。心と体の健康の維持、増進をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○引き続き、健康診断・各種の検診の円滑な実施に努め、その結果に応じ、早期に適切な処置につながるよう、学校、学校三師と連携する。</p> <p>○児童・生徒の健康の維持・増進のため、各種取組ができるよう学校保健会等で研修や情報交換等を行う。</p>	

1. 事業概要

事業名	GIGAスクールビジョン推進事業				担当課	学校教育課 教育総務課
目的	○校内のICT環境を整備し、国のGIGAスクール構想を踏まえた阪南市の教育目標である「阪南GIGAスクールビジョン」を推進する。					
事業概要	○児童生徒（学習系）及び教員（校務系）のICT環境を整備・維持する。 ○学習系としてタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進するとともに、個別最適学習活動の推進や、家庭学習においても活用を進める。 ○校務系として校務支援システムの活用により、教員の働き方改革を進める。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	85,434	令和4年度 (決算額)	67,435	<参考> 令和5年度 (予算額)	58,589

2. 取組結果

成果・効果	○令和3年度に引続き、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の取組を進めた。また、タブレットには授業支援ソフトを導入した。 ○令和2年度に整備した大容量の校内通信ネットワークやタブレット端末等のICT機器を活用した指導方法の工夫改善を図り、令和3年度に引続き授業改革や新しい学習活動に取り組んだ。
今後の課題 改善策	○より効果的なICT機器を活用した授業や個別最適な学習活動を研究・推進するとともに、タブレット端末を活用した家庭学習を更に進める。 ○校務支援システムを効率よく活用し、教員の働き方改革を更に促進する。 ○引続き、機器更新などを含めた適切な維持管理の予算確保に努める。

3. 外部評価

<p>○災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時における児童・生徒の学びの保障の観点からも重要な事業である。機器の導入だけでは十分な活用とは言えない。是非、家庭学習の充実を図って、その活用に努めてほしい。</p> <p>○環境設備を整えることで、教職員の負担軽減にもつながるだろう。機器を活用・維持するためには経費もかなりかかるが、予算確保も願います。</p> <p>○タブレットの活用頻度が高まっていると思われる。引き続きハード面及びソフト面ともに充実を図っていただきたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○家庭学習も含めたタブレット端末のより良い活用を研究し、より効果的なアプリなどを精選することで、子どもたちの個別最適な学びによる学力向上につなげていく。</p> <p>○校務支援システムなどを効果的に活用することにより単純な作業時間を削減する方法を研究し、研修等で共有することで、教職員の働き方改革を推進する。</p> <p>○引き続き、学校におけるICT環境の維持管理に必要な予算の確保に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校図書館専任司書配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○学校図書館施設の有効利用を進め、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣の確立を図る。					
事業概要	○言語活動の充実や豊かな心、主体的な問題解決能力の向上を図り、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣を確立するため、学校図書館に司書を配置する。 ○学校図書館専任司書研修を年間10回程度行うことにより、各校の読書活動の推進を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	14,729	令和4年度 (決算額)	14,618	<参考> 令和5年度 (予算額)	15,910

2. 取組結果

成果・効果	○年間10回の学校図書館専任司書研修を実施し、その中で、各校における取組や課題について共有し、各校の実践につなげることができた。 ○小学校2校には週5日、その他の小中学校には週2日または3日の学校図書館司書の配置を行い、図書の時間や委員会活動を通して、教職員と連携した取組を行うことができた。
今後の課題改善策	○学校図書館を学習センターとして、児童・生徒の主体的な学びを行う場とするとともに、ICTを活用し、子どもたちが本と出会うきっかけをつくる取組を検討し、読書活動及び学習活動の充実を図る。 ○各校の学校図書館の利用状況を踏まえながら、引き続き学校図書館司書の適切な配置に努める。

3. 外部評価

<p>○市立図書館の指定管理開始により、学校図書館専任司書の責任が増すと思う。子どもたちが活字に親しむ機会を教職員と連携して確保し、指導されたい。</p> <p>○学校図書館法では、全ての学校に学校図書館司書を置くように努めなければならない、とある。予算の関係もあるだろうが、それをめざして働きかけてほしい。司書の仕事には、整備と奉仕の両面があると思う。児童・生徒と教職員をつなぎ、学習活動が円滑に進むように、また子どもたちの読書意欲がさらに進むように努められたい。</p> <p>○学年があがるにつれて読書率の低下が心配される。タブレットによる読書など、時代に合った読書の取組方法なども提案していただけたらと思う。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校図書館を活用した図書館教育の充実及び、児童・生徒が図書と親しみ、読書活動が推進されるよう、学校図書館専任司書の一校一名配置を引き続きめざす。</p> <p>○学校図書館の環境整備やイベント、図書を学習にどのように活用しているか等、各校の取組について情報交流を行う。また、図書館関係機関とも連携を進め、学校図書館専任司書研修の内容充実にも努める。</p> <p>○学校図書館専任司書と市立図書館司書との交流など、市立図書館との連携を引き続き行うとともに、ビブリオバトル等の取組を周知し、子どもの読書活動をさらに推進する。</p>	

1. 事業概要

事業名	外国語指導助手活用事業				担当課	学校教育課
目的	○言語や文化について理解を深め、積極的なコミュニケーション能力の基礎を養う。					
事業概要	○児童・生徒に対して、外国語を通じた言語・文化への理解やコミュニケーション能力などを段階的に養うため、JETプログラム（外国語青年招致事業）により任用した英語教育指導助手（JET-ALT）を活用する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	17,726	令和4年度 (決算額)	32,224	<参考> 令和5年度 (予算額)	35,389

2. 取組結果

成果・効果	○令和4年度当初から全小中学校に計8名のALTを配置し、児童・生徒が授業やその他の活動を通してALTと交流し、英語に触れる機会を持った。 ○夏季及び冬季休業中に市立図書館にて、ALTによる英語絵本の読み聞かせを行うとともに、春季休業中に小学校3年生対象の英語イベントを実施し、学校以外での取組の幅を広げることができた。
今後の課題 改善策	○児童・生徒が積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うために、ALTと児童・生徒が交流する機会を学校内外で設ける。 ○令和5年度に新規任用予定のALTについて、日本での生活がスムーズに進むようにサポートを行う。

3. 外部評価

<p>○平成23年度から小学校において外国語活動が全面的に実施されており、小・中連携教育の核としても、外国語活動、及び外国語科の指導は重要性を増している。今後の学校規模適正化推進をふまえ、現状のALT体制をさらに改善しながら継続した指導を進めてほしい。</p> <p>○学校内だけでなく市立図書館など、学校外においてもALTの先生方との交流があることは大変有難い。机上の英語学習だけではなく、日常会話などコミュニケーション能力を高めていくうえでとても良い経験となるので、引き続き取り組んでいただきたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校において、子どもたちが授業やその他の活動を通してALTと交流し、英語に触れる機会を持つことにより、わくわくしながら英語でコミュニケーションできる子どもの育成に努める。</p> <p>○図書館などの市内の施設との連携やALTの各種イベントなどへの参加により、関係施設や地域との関係をさらに深め、英語教育をさらに充実させる。</p>	



ALTによる英語教室

1. 事業概要

事業名	いじめ問題対策事業				担当課	学校教育課
目的	○阪南市のいじめ問題に適切に対応する。					
事業概要	○いじめ問題対策連絡協議会を年3回開催し、各学校園におけるいじめの認知方法や対応、支援体制について確認する。重大事態発生時はいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実と学校園の対応について確認し、いじめ事案について適切に対応し、再発を防止する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	356	令和4年度 (決算額)	87	<参考> 令和5年度 (予算額)	145

2. 取組結果

成果・効果	○いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの背景にある児童・生徒が抱えている課題について協議し、いじめ対応における子どもを理解することの重要性について再確認することができた。 ○令和4年度は、小学校で318件、中学校で54件のいじめを認知し、うち287件が令和5年3月時点で解消している。
今後の課題 改善策	○積極的ないじめの認知により、認知件数は少なくないが、いじめの解消に向けた取組をさらに推進し、解消されているかどうかの確認を学校組織として行う必要があることを周知していく。 ○いじめの早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラー等の専門家の活用を促進していく。

3. 外部評価

<p>○多くのいじめを認知し、解消できたことは担当者の日常的な努力の結果であり、評価する。</p> <p>○全国的にもいじめの件数が増加傾向にあるのは、早期発見・早期対応のシステムが定着してきたからだろう。当市でも多くのいじめを認知し、速やかに対応した成果が表れている。ただ、まだまだ見えないところに「いじめ」は存在し、苦しんでいる児童・生徒もいるのではないだろうか。学校と教育委員会及び関係者との連携をさらに密にして、いじめ撲滅に努めてほしい。</p> <p>○引き続きいじめの認知に心を配り、早期発見、早期の適切な対応、スムーズな専門家との連携などに努めていただきたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○今後も法を遵守した対応を行う。また、各学校内でも法を遵守した対応ができているのかについて点検する。</p> <p>○いじめを認知してから迅速に組織として対応することで、早期の解決をめざす。</p> <p>○教員と子どもたちが普段からいじめについて考える機会を持ち、なぜいじめが良くないのか、なぜいじめになるのか、いじめにならないためにはどうすれば良かったのか等を考える習慣を身につけることで、よりよい人間関係を構築できるようにする。</p>	

1. 事業概要

事業名	海洋教育推進事業				担当課	学校教育課
目的	○日本財団等が主催する海洋教育パイオニアスクールプログラムを活用し、市内の学校園における海洋教育を推進する。					
事業概要	○市教育委員会が中心となり海洋教育を進めるうえで、阪南市海洋教育推進協議会を立ち上げ、取組を推進する。 ○海洋教育実施校での取組を市内各校園へ広げ、市内の海洋教育の充実を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	4,799	令和4年度 (決算額)	5,427	<参考> 令和5年度 (予算額)	9,000

2. 取組結果

成果・効果	○子どもたちにはぐくみたい力や発達段階に応じた育成目標などを取りまとめた、「はんなん海洋リテラシー(スタート版)」を作成した。 ○授業の動画を「阪南TV」で公開するなど、取組の周知を行った。 ○海洋教育副読本「はんなんのうみ」を活用した授業について研究し、プログラムを実施する5校すべてにおいて授業を公開した。
今後の課題 改善策	○令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で実施校が参集しての交流会を開催することができなかった。実施校の交流方法について引き続き検討する必要がある。 ○「はんなん海洋リテラシー」についての理解を促進するための取組として、リーフレット等の作成を行う。

3. 外部評価

<p>○はんなんの海を知ることにより、子どもたちの水に対する理解や親しみが増し、海洋教育が進むと考える。</p> <p>○海洋教育は、阪南市独自の魅力ある事業である。「はんなんのうみ」という素晴らしい海洋教育副読本を作成したことに敬意を表したい。是非この副読本をフルに活用して、子どもたちに海の魅力、自分たちの住むまちの素晴らしさを体験させてあげてほしい。</p> <p>○はんなん海洋リテラシーやはんなんのうみの副読本は、わかりやすくまとめられ、小学校で自分の暮らすまちの海の自然について学ぶことはとても良い機会だと思う。海に近い学校だけでなく、リモートを利用するなどして全ての学校の子どもたちが、平等にはんなんの海について学ぶ機会があることを望む。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○全ての小学校において、海洋教育副読本を活用した環境教育に積極的に取り組む。</p> <p>○副読本を活用した各校独自のプログラム開発を行いながら「課題解決学習」や「探求型協働学習」を取り入れた海洋教育を引き続き実施する。</p> <p>○令和4年度作成の「はんなん海洋リテラシー(スタート版)」の活用と普及に取り組む、海洋教育の更なる発展をめざす。</p>	



小学生による
ビーチコーミング

1. 事業概要

事業名	水泳の充実推進事業				担当課	学校教育課
目的	○小学校、中学校の水泳授業を民間の事業者へ委託することにより、より効果的・効率的な水泳学習を行う。					
事業概要	○気候や風雨に影響されることなく、熱中症へのリスクも軽減できる屋内プールでの水泳学習を実施することを通して、安全・安心に子どもたちに水に親しむ楽しさや喜びを味わわせる。 ○民間事業者のインストラクターと連携しながら、教職員の指導力を高め、子どもたちの泳力と体力を向上させる。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	335	令和4年度 (決算額)	5,154	<参考> 令和5年度 (予算額)	9,792

2. 取組結果

成果・効果	○令和4年度から民間施設を利用した水泳授業を開始したが、水泳学習に参加した児童、及び水泳学習を「楽しい」と回答した児童の割合は、ともに9割以上となった。
今後の課題 改善策	○教員は、インストラクターと連携して水泳指導を実施することについて、インストラクターの専門的な指導方法について学ぶ機会と捉え、指導力の向上につなげることが必要である。

3. 外部評価

<p>○水泳授業の民間委託が教職員の負担減と指導力向上に役立ったことは評価する。子どもたちの安全・安心にも配慮願う。</p> <p>○スイミングスクールを利用した水泳指導は、メリットもいろいろとあると思うが、年3回の指導というのは、あまりにも回数が少ないのではないかと。予算の問題があるが、段階的に、幼稚園も含めて、全園、全校にプールを整備していくような計画はないのだろうか。夏休みにプール開放に向かう子どもたちの復活を願う。</p> <p>○天候に左右されることなく、子どもたちに均一に水泳学習が実施されることとなり、専門家に指導をお願いすることで、より学習が楽しいと感じてもらえていることは喜ばしい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○本市では、令和4年度をもって市営プール6施設を廃止したが、段階的に幼稚園を含めて、全園、全校にプールを整備していくような計画はない。民間の事業者へ委託する水泳授業については、今後の実施状況を評価しながら、充実に努める。</p> <p>○教員がインストラクターとともに指導することで、教員の水泳指導力の向上を図る。</p> <p>○子どもたちの安全管理の徹底に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	(仮称) 子どもの権利に関する条例制定事業		担当課	学校教育課		
目的	○「子どもたちが、地域で育ち・支え合うまち」を実現するために、条例検討委員会を開催し、(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例の制定を行う。					
事業概要	○子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を遵守し、子どもが主体的に参画できる「共創」によるまちづくりの実現のために、(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例の制定を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)		令和4年度 (決算額)	126	<参考> 令和5年度 (予算額)	428

2. 取組結果

成果・効果	○(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を立ち上げ、1月と3月に検討委員会を開催し、条例制定に向けた協議を行った。 ○市内小学校においてワークショップを開催し、子どもの権利条約について学び、子どもの権利に関する意見を聴取することができた。
今後の課題 改善策	○(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例の制定に活かすためにアンケート等を用いて、子どもの権利や子どもの権利条約に係る内容の質問を行い、さらに子どもたちの意見を聴取する。 ○子どもの権利条約において定められている子どもがもつ権利の内容について、大人や子どもへの周知が必要である。

3. 外部評価

<p>○子どもが人間らしく幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても「おなじ」である。世界中の全ての子どもには生まれながらに「子どもの権利」があり、だれもそれを奪い取ることはできない。生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を子どもたちは有している。どうか、この素晴らしい取組を関係者皆さんで共有し、その周知にも努めていただきたい。</p> <p>○新しい試みとなる(仮称) 子どもの権利条約の制定であるが、主役となる子どもたちの意見が十分に取り入れられ、大人たちがそれを理解できるよう、準備をお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○検討委員会が円滑に条例について検討できるよう、随時、庁内ワーキンググループを開催し、準備を進める。</p> <p>○検討委員会の会議録や資料等は、市のウェブサイト等で公開するとともに、教育委員会議での報告や校長会・園長会にて適宜周知を行う。また、人権教育研修会等にて「子どもの権利」の学習や情報について交流し、共有を図る。</p>	



子どもの権利に関する
ワークショップ

1. 事業概要

事業名	英語劇鑑賞事業			担当課	学校教育課
目的	○英語を主体とした劇の鑑賞会を全小学校で開催することを通して、英語教育を推進する。				
事業概要	○劇団KIOによる英語劇『マグナとふしぎの少女』の鑑賞を通して、子どもたちの外国語の背景にある文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育む。				
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)		令和4年度 (決算額)	1,000	<参考> 令和5年度 (予算額)

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は英語劇の鑑賞について延期したが、令和4年度は、2部公演にするなどの工夫を講じることにより、小学校の全学年で英語劇を鑑賞することができた。 ○普段授業では英語に触れない低学年の児童にとっても英語に親しめる場となった。
今後の課題 改善策	○本事業については、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング型で寄付を募り、実施した。令和5年度については、寄付金の残額を活用しての英語教育の充実につながる今後の取組について、劇団との検討を進める。

3. 外部評価

<p>○英語教育の推進には大きな役割を果たすと考える。これからも、理解ある皆さんのクラウドファンディングに期待を寄せながら、この事業の継続を願っている。 ○机上の英語学習にとどまらず、英語を聴く力、理解する力を伸ばすために英語劇鑑賞は非常に良い経験となると思われる。引き続きクラウドファンディングを利用するなど、継続して実施できるようご検討いただきたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○今後の取組について、阪南市の英語教育の充実につながるよう、財源の確保等も含めて、劇団との検討を進める。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校支援員配置事業			担当課	学校教育課	
目的	○児童生徒の不安解消及び新型コロナウイルス感染症に係る教職員の負担軽減を図る。					
事業概要	○児童生徒の不安解消及び新型コロナウイルス感染症に係る教職員の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス感染予防のための学校施設の消毒作業等の事務補助及び子どもの学習支援を行う学校支援員を全小中学校に配置する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	4,817	令和4年度 (決算額)	4,947	<参考> 令和5年度 (予算額)	6,884

2. 取組結果

成果・効果	○市内全小中学校に学校支援員を配置し、各校において学校施設の消毒作業等の事務補助や子どもの学習支援を行い、教職員の負担軽減を図ることができた。その結果、小中学校教職員の時間外勤務の年間平均時間が前年比79.8%となり、減少につながった。
今後の課題 改善策	○全小中学校に学校支援員を配置することができたが、年度途中からの任用となった支援員もあり、年度当初から学校が必要とする時間に配置することができなかった。年度当初より学校支援員の確保ができるよう募集方法等の検討を行う必要がある。

3. 外部評価

<p>○新型コロナウイルス感染症対応に学校支援員が大きな役目を果たし、教職員の負担軽減に役立ったことは何よりである。継続して実施する事業であれば、年度当初から人材を確保し、適切な支援をされたい。</p> <p>○引き続き学校生活における安全・安心のためご協力をお願いします。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校施設等の消毒作業等をはじめ、各校が必要とするさまざま業務を学校支援員が行うことにより、教職員の負担が少しずつ軽減されている。そこで生じた時間は、教員が児童生徒への指導や教材研究等のさらなる充実に活用する。そのため、引き続き学校支援員の業務内容等を検討し、さらに効果的な活用を進め、教員がより教育活動に注力できる体制整備に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	給食センター管理運営事業			担当課	学校給食センター	
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○児童の心身の健全な発達及び学校における食育の推進を図る。 ○衛生管理を徹底し、市内全小学校に安全・安心な学校給食を提供する。 ○小学校給食用物資の調達・調理・配送、その他の必要な業務を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	109,689	令和4年度 (決算額)	113,058	<参考> 令和5年度 (予算額)	104,664

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（七夕献立などの行事食）の実施（全9回） ○大阪ウィーク（6月第4週目）に大阪泉州の郷土料理等を提供（全5回） ○国の交付金を活用した地産地消献立の実施（10月～2月） ○FIFAワールドカップカタール大会にちなんだ献立の実施（全3回） ○6年生が考えた献立の実施（11月～3月 全16回）
今後の課題 改善策	○センター改修工事期間中の給食調理場所、配送方法及び人員体制等、給食の調理・配送業務について検討する。 ○センター改修工事期間中（令和6年度）の給食の配膳について、各小学校と意見交換・情報共有を行う。 ○センター改修後の小学校と中学校の給食統合後の献立を検討する。

3. 外部評価

<p>○献立に工夫して実施したことは評価する。 ○子どもたちの栄養保持には小学校の給食は欠かせないと指摘もある。献立もいろいろ工夫しており、子どもたちも楽しみにしていることだろう。学校給食センターの一日も早い改修完成を心待ちにしている。 ○季節やテーマに応じた様々な給食メニューを通じて、子どもたちが楽しみながら食について学び育っていると感じる。引き続きアレルギー対応には十分に注意を払っての提供をお願いします。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○七夕献立などの特別献立、大阪泉州の郷土料理等を提供する大阪ウィーク、6年生が考えた献立など、毎月開催する献立委員会でのご意見等を取り入れ、季節に応じた給食の提供に努め、さらに地元の食材を使用した地産地消献立の充実を図る。 ○現在の衛生環境に適応した学校給食センターとなるよう、学校給食センター改修事業を着実に進める。</p>	



サッカーワールドカップ献立
「ドイツ料理」

1. 事業概要

事業名	中学校給食運営事業				担当課	学校給食センター
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○学校給食が、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであることから、学校における食育の推進を図る。 ○栄養のバランスと必要なエネルギー量のとれた完全給食を全員喫食で実施するため、デリバリー方式による提供を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	64,744	令和4年度 (決算額)	66,768	<参考> 令和5年度 (予算額)	69,445

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（お月見献立などの行事食）の実施（全12回） ○1月第4週目の全国学校給食週間にタイムスリップ給食（昭和時代に提供した献立）をテーマに高野豆腐の和え物（S62）などの献立を実施（全6回） ○国の交付金を活用した地産地消献立の実施（10月～2月 全11回） ○生徒が考えた献立の実施（6月～2月 全21回）
今後の課題 改善策	○每学期末に開催する中学校給食委員会のご意見を踏まえ、給食委託事業者と献立等を工夫し、更なる中学校給食アンケートの満足度の向上に努める。 ○残食の多い献立について検証し、更なる残食の減量化に努める。 ○令和7年度からの中学校給食の提供方法の変更に伴い、配膳方法等について、各中学校への意見聴取・情報共有を行う。

3. 外部評価

<p>○残食ができる限り少なくなるよう工夫方お願いします。</p> <p>○デリバリー方式で実施される中学校給食は、課題を克服しながら定着してきたようだ。栄養技師を活用したり、アンケート結果を生かして献立を工夫するなど、いろいろと努力もしている。残食の減量化はなかなか難しい課題だが、生徒に喜ばれて、健康にも役立つ食育の推進をよろしく願います。</p> <p>○中学校においては、メニューによっては残食が多いとのこと。残さず食べてもらうには苦労もあるようだが、引き続き改善のための検討をお願いします。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	拡充
<p>○引き続き、每学期末に開催する中学校給食委員会のご意見を踏まえ、給食委託事業者と献立等を工夫し、残食の多い献立について検証し、更なる残食の減量化に努める。</p> <p>○令和6年度以降の中学校給食について、保護者への周知時期及び給食時の配膳方法等の内容を各中学校から意見聴取や情報共有を行い、スムーズに食缶方式への移行となるよう進める。</p>	

1. 事業概要

事業名	学校給食センター改修事業			担当課	学校給食センター	
目的	○老朽化した学校給食センターの改修を行い、継続して安全・安心な給食が調理できるよう施設を整える。					
事業概要	○老朽化した学校給食センター施設の改修について、各種調査を行い改修内容を検討し、現給食センターを継続して利用し、安全・安心な給食が調理できる環境を整備する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	0	令和4年度 (決算額)	19,680	<参考> 令和5年度 (予算額)	78,204

2. 取組結果

成果・効果	○センター改修事業にかかるCM事業者を公募型プロポーザル方式で選定した。 ○センター施設等の劣化度調査を予定どおり実施できた。 ○センター改修工事にかかる基本計画等の準備及びセンター改修事業設計施工公募型プロポーザル選定に必要な要求水準書等を作成した。
今後の課題 改善策	○CM事業者と連携し、センター改修事業設計施工公募型プロポーザルにより事業者選定を行う。 ○改修工事を予定通りに行うよう、CM事業者と連携し、工程及びコストの管理などのマネジメントを行う。

3. 外部評価

<p>○改修が決定したことは評価する。改修中の対応について、子どもや保護者に対する説明を十二分をお願いします。</p> <p>○学校給食センターの施設及び厨房機器の老朽化問題は、かなり以前から指摘されていたが、やっとその課題解決に向けて動き出したことは喜ばしい。改修期間中の給食についてはいろいろな苦労と工夫が伴うと思う。完成後の給食のあり方も含めて、関係者で綿密な検討、推進をお願いします。</p> <p>○夏場など学校給食センターの調理室の環境は劣悪なものであると聞く。より働きやすい環境に整備されることは喜ばしい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	拡充
<p>○令和6年度以降の学校給食について、保護者への周知時期及び給食時の配膳方法等の内容を各小中学校から意見聴取や情報共有を行い、スムーズに食缶方式へ移行できるよう進める。</p> <p>○学校給食センター改修により、現在の衛生基準に適応した施設にするのと同時に、安全・安心な給食が調理できる環境の整備に取り組み、厨房施設や洗浄施設内の空調を完備して給食調理員等の労働環境を改善する。</p>	

1. 事業概要

事業名	阪南市立学校のあり方検討事業			担当課	教育総務課	
目的	○阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について検討する。					
事業概要	○阪南市立学校のあり方検討委員会を設置し、阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について協議し、答申を得る。 ○令和6年度あるいは7年度に、新たな市立学校の整理統合計画を策定する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	52	令和4年度 (決算額)	117	<参考> 令和5年度 (予算額)	117

2. 取組結果

成果・効果	○6月12日に第2回、11月10日に第3回、1月16日に第4回阪南市立学校のあり方検討委員会を開催した。 ○ソフト面に関する検討内容を集約した中間報告書を取りまとめた。
今後の課題 改善策	○本市の児童生徒数は平成18年度には5,449人だったが令和4年度には3,610人に減少し、令和8年度には2,992人に減少すると推測される。実態に即した本市がめざすべき教育のあり方や、それにふさわしい学校数や配置などについて、引き続き検討する。 ○令和5年度中に検討委員会からハード面についての中間報告をいただく。

3. 外部評価

<p>○市のめざす教育のあり方や適切な学校配置を望む。 ○これまでに何度も大きな改革、整理統合を進めてきたうえで、また整理統合を始め課題を解決しながら案をまとめていくのは大変なことだと思う。関係者で十分に意見を出し合い、討議を深めて、より良い阪南市立学校の向かうべき方向を求めていただきたい。 ○少子化に伴い学校のあり方について今後慎重に検討していく必要がある。小中一貫校、不登校特例校、学校選択制など様々な学校のあり方についてご検討いただきたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○新たな整理統合計画策定に向けて、ソフト面の検討に引き続き、主にハード面を中心に、これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方など、本市の実態を踏まえた議論を行い、令和5年度中に検討委員会の意見として、ハード面に関する中間報告書をまとめる。</p>	

第3節 生涯学習の推進

阪南市教育大綱における方針

生涯を通じて学び続ける人を育み、みんなが共に輝くための
教育環境づくりを推進します。

■現状

- 文化センターや図書館、公民館など、社会教育施設の老朽化が進んでいます。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しています。
- 市民が、国際交流など、市民レベルでの交流活動を行っています。

■課題

- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて学習できる環境づくりが求められています。
- 指定管理者と連携して施設の維持管理を行うなかで、人口減少や利用状況を踏まえた修繕・再編などの検討が求められています。
- 個人の学習機会の充実だけでなく、その学習成果を社会や地域で活かすため、人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材育成が求められています。
- 地域・学校・警察と連携した青少年の健全育成や非行防止のための体制の充実が求められています。
- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を続けており、継続して活発な多文化交流が求められています。

■めざす姿

- 市民は、学びの成果を社会や地域で活かすことで心豊かに、生きがいのある生活をしています。
- ソーシャルメディアなどを活用した多様な学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学んでいます。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などを通して、人と人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解し、健康に過ごしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら健全に育つことで、子育て世代にとって魅力的なまちになっています。
- 市民が、多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

1. 事業概要

事業名	社会教育委員活動事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○社会教育に関し、推進方策及び社会教育行政の課題について研究・協議し、市の社会教育の振興を図る。					
事業概要	○社会教育法に基づき、社会教育（学校教育以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）に関し、意見を述べるとともに諸計画を立案する。 ○教育委員会の諮問に応じて答申するため、必要な調査・研究を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	139	令和4年度 (決算額)	181	<参考> 令和5年度 (予算額)	194

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育委員会議において、社会教育関係団体の補助金支出や生涯学習推進事業について議論することができた。 ○社会教育委員が、社会教育に関する研修会に参加し、社会教育における課題や先進事例について見識を広げることができた。
今後の課題 改善策	○教育委員会が所管する全ての社会教育施設が指定管理者制度を導入したことにより、施設を統括する生涯学習センター的機能の構築に加え、社会教育委員会議をはじめ、各種審議会等（公民館、図書館、文化センター、スポーツ）、各指定管理者選定委員会の役割分担についての検討が必要である。

3. 外部評価

<p>○社会教育委員ができるだけ研修会に参加し、本市の社会教育に貢献することを期待する。</p> <p>○社会教育委員の現状として、社会教育委員の会議がマンネリ化・形骸化していないか、社会教育委員の役割が十分に理解されているか、会議の回数は十分保障されているか、などが課題として挙げられる。各関係機関と十分に連携を深め、住民と行政の架け橋となり、教育委員会の諮問に対して意見を述べて、必要な調査・研究を進めていただきたい。</p> <p>○社会教育施設が全て指定管理者による運営となり、徐々に各施設に個性が出てきたと感じる。各施設がよい形でまとまっていけるようお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○生涯学習推進計画の推進に向け、計画の進捗状況や評価方法等を検討するとともに、次期生涯学習推進計画策定についての調査研究を行う。</p> <p>○本市の社会教育をより発展させるため、各種研修会に参加する。</p>	

1. 事業概要

事業名	留守家庭児童会運営事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○放課後等に保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。					
事業概要	○児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等において、学校の余裕教室や専用施設において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	91,775	令和4年度 (決算額)	94,902	<参考> 令和5年度 (予算額)	90,182

2. 取組結果

成果・効果	<p>○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、指定管理者と連携して留守家庭児童会を運営することができた。</p> <p>○指定管理者が様々な研修メニューを準備したため、支援員及び補助員のスキルアップに繋げることができた。</p> <p>○利用率：83.9%(入会児童数・年間平均495人÷定員数590人)</p>
今後の課題 改善策	<p>○加配対応が必要な児童の増加に伴う支援員及び補助員が不足している。</p> <p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定が必要である。</p> <p>○令和7年度からの指定管理者の選定に向け、事業費の見直しが必要である。</p>

3. 外部評価

<p>○指定管理者の様々な研修によって支援員や補助員のスキルアップができたことは感謝する。本事業は、放課後児童の健全育成は大切であると思う。</p> <p>○最近では共稼ぎの家庭が多く、留守家庭児童会の役割は重要である。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながらも、成果を挙げたことは評価する。</p> <p>○スタッフの確保が課題だが、良い支援員や補助員を発掘し、継続して事業を推進してほしい。</p> <p>○加配対応が増えて補助員が不足とあるが、特に長期休業期間など滞在時間も増えるため、子どもにとって安全で安心できる場所となるよう、指定管理者との連携や確認を再度お願いしたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○保護者が就労する世帯における児童の健全育成の場としての役割を果たすべく、指定管理者と連携して、児童が安全に安心して過ごすことができる留守家庭児童会の運営に取り組む。</p> <p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う安全計画の策定や、令和7年4月からの次期指定管理者の再選定に向けた適切な指定管理料の設定に取り組む。</p>	

1. 事業概要

事業名	野外活動広場（桜の園）管理事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○市民等がキャンプやピクニック等のレクリエーション活動を行うことで、心と体の健康維持、他者を思いやる豊かな人間性を育むことを目的とする。					
事業概要	○鳥取池に隣接した公共用地（一部民有地）を社会教育資源として有効活用し、市民等に野外活動の場を提供する。 ○令和5年度から7年度は、「市民協働・共創提案事業」として市民活動団体へ委託し、鳥取池緑地桜の園の運営及び維持管理を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	279	令和4年度 (決算額)	277	<参考> 令和5年度 (予算額)	280

2. 取組結果

成果・効果	○管理運営委託について、市民協働・共創事業提案制度（R5～7年度）を活用し、市民活動団体と協働して施設運営を行う。 ○宿泊利用等の事前予約にオンライン申請を導入したことにより、施設利用者の利便性向上を図った。 ○年間利用申請件数:288件、年間利用人数1,030人
今後の課題 改善策	○市街地から桜の園に至る林道には未舗装部分があり交通が不便である。 ○施設付近に給水施設がなく、給水タンクを用いた水の運搬が必要である。 ○施設自体が山中の谷間にあり、携帯電話の電波が届かない地域にあるため、緊急時の連絡に支障がある。

3. 外部評価

<p>○緊急時の連絡方法等、利用者の増加に対するリスク管理は必要だと考える。</p> <p>○本市の市民からは、子ども達の遊び場や公園が少ないという声をよく耳にする。近隣市では、民間によって公園が整備され、多くの人たちで賑わい、憩いの場となっているようだ。「桜の園」も地理的な面、施設・設備の面など多くの課題があるが、市民の憩いの場として活用されるように、課題を克服して多くの市民が楽しめるような施設をめざしてほしい。</p> <p>○市民活動団体により水の運搬や清掃など大変な作業を続けていただき、維持されていることに感謝する。海の自然に加え、山の自然も阪南市の大切な資源であると思うので、引き続き維持されることを希望する。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市民協働・共創事業制度で選定された団体と連携して、市民等に野外活動の場を提供する。</p> <p>○施設利用者の安全確保のため、携帯電話の通話エリアを確認して利用者に周知するとともに、林道管理者に林道の適切な維持管理を促す。</p>	

1. 事業概要

事業名	はたちの集い開催事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○20歳の節目において、大人としての自覚を促すとともに、祝福することを目的に式典を開催する。					
事業概要	○参加者の意向を反映し、より有意義な式典とするため、運営委員による運営委員会形式の式典を開催する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	251	令和4年度 (決算額)	297	<参考> 令和5年度 (予算額)	293

2. 取組結果

成果・効果	<p>○成年年齢引下げに伴い、開催年度に20歳になる方を対象に、『成人式』から『はたちの集い』に式典名称を変えて実施した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策として、中学校区別に2回に分けて式典を開催した。</p> <p>○式典参加者数：418人、対象者：530人（式典参加率：79%）</p>
今後の課題 改善策	<p>○運営委員会にて式典を企画・運営しているが、運営委員が集まりにくい状況にある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、式典の開催方法を見直す。</p>

3. 外部評価

<p>○運営委員は自分たちの式典であることを自覚して、楽しい集いになることを望む。</p> <p>○運営委員を中心とした式はいいことだと思うが、地元を離れている人、仕事が忙しい人などいろいろな理由で集まるのが難しい現状もあるようだ。また、参加しない人の意見として、お金が浮くから、会いたくない人がいるから、意味がないから、といった寂しい意見もあるようだ。ただ、一生に一度、皆が気持ちよく、楽しく参加できる式のあり方を、運営委員の方を中心に進めてほしい。</p> <p>○参加率は8割近くあり、やはりはたちの節目の式典として認知されていると思われる。運営委員は、前年度の運営委員から各中学校区で次の運営委員候補者を推薦していただくなど、スムーズな継続の方法を検討していく必要があるのではないか。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、今年度（令和6年式典）からは、成人の日の前日の午後2時から1回で式典を開催する。</p> <p>○引き続き、運営委員会にて意見を出し合い、参加者にとってより有意義な式典をめざす。</p>	



はたちの集い

1. 事業概要

事業名	青少年健全育成活動事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○本市における青少年活動を積極的に促進し、青少年健全育成を図る。					
事業概要	○青少年が安心して暮らせるまちになるよう社会環境を整えるために、青少年指導員が関係団体、小・中学校、地域と連携し、巡回指導、危険箇所への看板設置、昔のくらしや遊びの体験活動や啓発活動など、市内の青少年の健全育成や非行防止等の活動事業を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	746	令和4年度 (決算額)	750	<参考> 令和5年度 (予算額)	1,031

2. 取組結果

成果・効果	○青少年指導員の設置目的や他団体の状況等を踏まえ、阪南市青少年指導員設置要綱及び阪南市青少年指導員協議会会則を見直した。 ○青少年千人当たりの指導員の割合8‰(目標値9‰) (※青少年指導員数43人÷青少年数5,391人(7~18歳)×1,000)
今後の課題 改善策	○青少年指導員の高年齢化や人材不足が課題となっている。 ○青少年を取り巻く様々な環境に対応するためのスキルアップや、学校・地域等との連携が必要である。

3. 外部評価

<p>○青少年指導員の選出方法をもう一度原点にかえて考える必要がある。また、若い指導者に対する啓発も必要と考える。</p> <p>○青少年の人口は減少傾向にあり、また青少年を取り巻く環境も大きく変化している。特に情報メディアが急激に進展する中、人との交流やコミュニケーションをとる機会が少なくなっている。青少年が社会の中で互いに尊重しながら共に生きていけるように、社会性や規範性を育んでいくことが必要である。そのためにも、青少年指導員の役割は大きい。関係諸団体との連携をさらに深め、青少年の健全な育成のためにご尽力いただきたい。</p> <p>○指導員の方の高齢化や人材不足についての改善案の検討をお願いします。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○新たに市PTA協議会や連合婦人会など、関係団体と連携して研修会を実施し、関係諸団体との連携を深めるとともに、関係団体との連携によるより効果的な事業の実施に取り組む。</p> <p>○様々な行事を通して青少年の健全育成に取り組むとともに、新規指導員の育成に取り組む。</p> <p>○継続的な協議会の運営や幅広い年齢層における青少年指導員の確保に努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	生涯学習推進事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○生涯学習に関する情報発信を行うとともに、社会教育関係団体等の育成を図る。					
事業概要	○生涯学習推進計画に基づき、市民の学習ニーズに応えるため、本市の人材バンクである「100人のカルチャー」の登録や、防災など市行政の取組を学ぶ「職員出前講座」の実施、市の歴史を学ぶための「はんなんマップ悠歩みち」の発行、社会教育関係団体の育成等を行い、生涯学習のまちづくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	623	令和4年度 (決算額)	733	<参考> 令和5年度 (予算額)	1,147

2. 取組結果

成果・効果	○生涯学習推進のための、市民の居場所づくりを考える連続講座を中央公民館と共に企画・実施することができた。 ○講座実施回数：3回、参加者数：のべ67名
今後の課題 改善策	○100人のカルチャーについては、市民への利用の周知、その他講座等事業については、生涯学習情報の積極的な発信のためのシステム構築が必要である。

3. 外部評価

<p>○生涯学習推進計画の進捗状況は具体的に表現した方が、まだ実現できないことが明確になって良いと思う。</p> <p>○指定管理者制度への移行により、各種審議会の統合や、中央公民館の機能検証などについて考える必要がある。</p> <p>○生涯学習は、自分の興味・関心に合わせて自由に学習テーマや機会を選んで学ぶものだが、継続するには一人で学ぶのではなく、コミュニティーに参加して、共に学ぶ仲間がいた方がモチベーションも維持しやすい。市民の皆さんが好きな分野で共に学び、学びをさらに深めていただきたい。</p> <p>○市民の人材バンクにより、生涯学び続けられる環境があることはとても貴重である。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○生涯学習推進計画の推進に向け、計画の進捗状況や評価方法等を検討するとともに、次期生涯学習推進計画策定についての調査研究を行う。</p> <p>○社会教育施設と連携し、市民の居場所づくりを推進することで、生涯学習活動全体の推進を図る。具体的には市民啓発につながる講座等を実施することで、市民の居場所づくりについての学習活動を支援する。</p>	

1. 事業概要

事業名	国際交流委託事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○市民の国際理解の推進を図るとともに、豊かな交流活動を育むための支援を図る。					
事業概要	○市内を中心に活動する国際交流団体等と協力して、市民レベルでの交流事業の充実を図る。 ○公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会を行う。 ○講演会、コンサートなどにより多文化共生を啓発するイベントを実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	132	令和4年度 (決算額)	134	<参考> 令和5年度 (予算額)	140

2. 取組結果

成果・効果	○市内の国際交流団体と協力して、阪南市で日本語を学ぶ外国人による「日本語発表会」を開催することができた。 ○参加者数：129名参加
今後の課題 改善策	○市内の国際交流関係団体が減少したため、幅広い事業展開が困難になっている。 ○市内の国際交流関係団体との情報交換の場として、関係課とのラウンドテーブルの実施が求められている。

3. 外部評価

<p>○市内の国際交流団体の減少は大変残念だが、日本語を学ぶ外国人の増加に伴い、市内で中心となって活動する国際交流団体の協力関係がより重要になっていると思う。</p> <p>○市民の異文化に対する理解を深め、自らの生活や地域社会、文化の再構築を図ることが大切である。地域の特性を生かした幅広い交流を行うことによって、言語や生活習慣等の相違を超えた、心と心のふれあいをもたらし、国際社会に貢献する豊かな人間形成が行われる。日本語発表会や講演会・コンサートなどさらに内容を充実させて、国際交流を進めていただきたい。</p> <p>○国際交流を図ることは貴重な学びの場となる。交流団体の減少は残念であるが、既存団体においては、引き続き活動の継続をお願いしたい。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市内国際交流関係団体と国際交流事業を実施するほか、定期的な連携の場を設け、今後の取組について検討していく。</p>	

1. 事業概要

事業名	放課後子ども教室推進事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	安全・安心な子どもの居場所を確保し、自主性・主体性・協調性のある子どもの育成を図る。					
事業概要	<p>○市内4か所（地域交流館、東鳥取小学校、下荘小学校、桃の木台小学校）にて年間12回ずつ開催し、文化活動・スポーツ活動等、様々な分野で活動する。</p> <p>○各教室の指導・運営等は地域のボランティアにて実施し、地域住民との交流の場として児童の健全育成に寄与する。</p>					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	220	令和4年度 (決算額)	343	<参考> 令和5年度 (予算額)	426

2. 取組結果

成果・効果	<p>○コーディネーターを中心に市民活動団体にも協力を依頼し、スポーツ・文化活動など様々な教室内容を計画し、予定通り年間を通して実施することができた。</p> <p>○開催回数：12回×市内4教室＝48回 参加人数：のべ694名</p>
今後の課題 改善策	<p>○高齢化等により、コーディネーターや指導員が不足している。</p> <p>○事業を継続的に実施できるよう、新たなコーディネーターの確保や、様々な手法の導入を検討する。</p>

3. 外部評価

<p>○本事業が予定通り年間を通して実施できたことを評価する。</p> <p>○本事業は子どもに安全・安心な居場所を確保し、様々な分野での活動を進めている。しかし、どの事業にも言えることだが、スタッフの高齢化や人材確保が共通の課題である。新たなコーディネーターを発掘し、事業を継続していただきたい。</p> <p>○地域において、子どもの様々な学びの場となっている。コーディネーターの高齢化とあるが、近隣大学の学生に協力を依頼するなど、若手を巻き込むなどの方法を模索していくのはどうか。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○コロナ禍で低下した参加率をコロナ禍前に戻せるよう、各教室のコーディネーターと協働し、事業を行う。</p> <p>○指導員が不足している教室については、付き添いの保護者に依頼する等、指導員が確保できるよう、各教室において取り組む。</p>	

1. 事業概要

事業名	放課後の子どもの居場所事業		担当課	生涯学習推進室		
目的	○放課後の安全・安心な子どもの居場所を地域に確保する。					
事業概要	○市民協働・共創事業提案制度による市民活動団体からの提案を基に、平日の放課後や土曜日に市内3会場（ふれ愛ホーム、東鳥取公民館、西鳥取公民館）において、小・中学生が自由な活動を行い、安心して人間関係を作ることができる子どもの居場所を設置する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	439	令和4年度 (決算額)	476	<参考> 令和5年度 (予算額)	596

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、ほぼ予定通りの回数を実施することができた。 ○実施回数：のべ159回 ○参加人数：のべ1,788名（保護者、スタッフを含む）
今後の課題 改善策	○事業は市民活動団体に委託して実施し、定期的な情報共有を行っているが、緊急時の対応について細かく規定するなど、情報共有をより丁寧に行う必要がある。 ○平日参加できない子どもに対して開催している土曜日の開催を拡大する。

3. 外部評価

<p>○子どもの居場所を確保していることを評価する。 ○放課後に居場所が確保され、自由に活動できるのは、小・中学生にとって、嬉しい事業だと思う。コロナ禍においても、十分に対策を講じて159回実施したのは、大変だっただろうと関係者の苦勞が伺える。土曜日の開催拡大など、さらに充実した事業になるように願う。</p> <p>○大人の見守りがある子どもの居場所が地域にあるというのは、保護者にとっても安心でき、ありがたいことだと思う。引き続き継続していただきたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○子どもの居場所事業をこれまで同様、委託により実施を継続する。 ○平日参加できない子どもに対して開催している、土曜日の開催を拡大する。</p>	

1. 事業概要

事業名	人権研修事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○社会教育活動を行ううえで重要な人権意識の向上を図り、人権を考える機会の創出をめざす。					
事業概要	○部落差別をはじめとする様々な差別を根絶するために、社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権に対する認識を深め啓発に努める。 ○指導者に対しては、人権啓発を図るとともに、長期的には人権研修を行えるような人材育成をめざす。会員向けには、各団体の活動に則した人権課題を取りあげるなど、活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	48	令和4年度 (決算額)	52	<参考> 令和5年度 (予算額)	71

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権研修会を1回実施することができた。 ○研修会参加者：42名
今後の課題改善策	○人権啓発を進めるためにより多くの方に参加していただけるよう、団体が求めるニーズに合わせて複数回の研修を企画するなど、更なる啓発が必要である。

3. 外部評価

<p>○人権課題は年々増加しているように思う。研修の機会を多く設けるとともに、人権意識の啓発を行うことを期待する。</p> <p>○人権に関わる課題は、多岐にわたっている。人権教育を具体化していくうえで大切なのは、人権問題を自分の問題に引き寄せてとらえていく姿勢ではないだろうか。皆が住みやすいまちづくりを進めるためにも家庭や地域など身近にある侵害に気づき、その解決に向けて、学習者と共に歩むことのできるリーダーや指導者を地域・組織の中で育成していくことが大切ではないか。</p> <p>○必要に応じて研修の回数を増やすなど、引き続き資質向上に努めていただきたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○社会教育関係団体指導者及び会員の人権意識の向上をめざし、各団体の活動ニーズに応じたテーマで研修を企画・実施する。</p> <p>○団体相互が協力して人権課題を取り上げるなど、団体活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。</p>	

1. 事業概要

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業		担当課	生涯学習推進室		
目的	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、新しい生活様式に対応した社会教育施設等の機能向上を図る。					
事業概要	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むための、国の臨時交付金を活用した事業として実施する。 ○感染症対策のための消毒液等の消耗品の購入、施設の設備更新等、施設整備を進める。 ○停滞している社会教育活動の再開を応援するための施策を実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	7,294	令和4年度 (決算額)	1,239	<参考> 令和5年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した、文化芸術活動団体を支援するため、阪南市文化芸術活動支援助成金を交付する事業を実施し、市民の文化芸術活動を支援することができた。 ○支援助成金交付団体数(支援人数)：12団体(4,833名)
今後の課題 改善策	○国の臨時交付金を活用した事業は終了する。

3. 外部評価

<p>○事業の終了は、普段の生活が戻ってきたということか。感染症拡大防止に大きな役割を果たしたと思う。</p> <p>○阪南市の文化芸術活動において支援していただいたことに感謝する。</p>

4. 今後の方針

方向性	休止・廃止・終了
○国の臨時交付金を活用した事業は終了する。	

1. 事業概要

事業名	阪南市フレンドシップコンサート事業		担当課	学校教育課		
目的	○阪南市の音楽文化の一つである吹奏楽を通して音楽の素晴らしさと楽しさを演奏者と来場者とともに共有し、阪南市の文化あふれる街づくりをめざす。					
事業概要	○阪南吹奏楽団の団員が習得している楽器演奏技術を子どもたちに伝えることで、音楽を通じた世代間交流をするとともに、子どもたちの向上心を喚起し、文化活動に対する意識を育み、青少年の健全育成を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	0	令和4年度 (決算額)	0	<参考> 令和5年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、阪南吹奏楽団の活動も行えず、学校への技術指導支援を実施することができなかった。
今後の課題 改善策	○新型コロナウイルス感染症への対応が緩和される中で、学校における部活動の活動実態を踏まえ、技術指導支援をどのように行うことができるかの検討を進める。

3. 外部評価

<p>○個人的にもとても楽しみにしている事業である。コロナ禍で事業ができなかったことは残念だが、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、是非準備万端整え、活動を復活させてほしい。</p> <p>○魅力ある事業であり、再開を期待する。</p>

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
<p>○学校への訪問が可能となり、コロナ禍以前に行っていた活動を踏まえ、各校の部活動の活動状況を把握しながら、どのような活動・技術指導支援を行うことができるのか阪南吹奏楽団と協議し、検討を重ねていく。</p>	

1. 事業概要

事業名	旧下荘小学校跡地利活用事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○地元の要望等も踏まえつつ、旧下荘小学校の跡地利活用について具体化を図る。					
事業概要	○旧下荘小学校跡地の利活用について、公募型プロポーザルにより選定した事業者と、早期の事業実施（通信制高等学校の開設）とともに、地域の活性化や地域ニーズを踏まえた利活用を検討する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	13	令和4年度 (決算額)	0	<参考> 令和5年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○「災害時における施設等の利用に関する協定書」等を令和4年5月2日に締結した。 ○令和5年3月29日に通信制高等学校（狭域通信制）の設置認可を受け、令和5年4月から開校する。
今後の課題 改善策	○令和5年4月の通信制高等学校の開校により、生徒の授業に支障のない範囲での施設開放や地域の活性化への協力を要請する。

3. 外部評価

<p>○旧下荘小学校の跡地活用が具体化したことは評価する。地元の活性化につながることを期待している。</p> <p>○小学校の跡地利用として、通信制高等学校が開校されたことは喜ばしい。また、施設開放など他の利用も複合的に考えているようで、関係者と調整して、跡地がフルに活用できるように努めてほしい。</p> <p>○下荘地区においては、地域コミュニティ施設としても機能する場所であると考えられる。学校法人との連携により、地域の居場所的機能を果たす場所となることを期待する。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○今後、施設の市民開放や避難所利用の具体化について、近畿大阪高等学校と協議を進める。	

1. 事業概要

事業名	中央公民館管理運営事業			担当課	中央公民館	
目的	○令和3年4月より、中央公民館体制を構築し、市直営の中央公民館と指定管理者の3地区公民館の連携による地域のまちづくり推進に取り組む。					
事業概要	○市直営の中央公民館を設置し、市全域の生涯学習の推進、地区公民館の統括・支援を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	643	令和4年度 (決算額)	1,687	<参考> 令和5年度 (予算額)	8,251

2. 取組結果

成果・効果	○3地区公民館を統括し、館長会議等を定期的に開催することで連携を図った。 ○「多世代交流を生み出す地域の居場所づくり」をテーマとした講座を開催し、多世代交流の居場所が必要であるという参加者の共通認識を得ることができた。
今後の課題改善策	○地区公民館をはじめ関係機関等と連携を図り、社会教育活動を中心としたまちづくり・人づくりを展開させる。 ○「はんなん海の学校」の学びを社会教育として取り組むことで郷土愛を育み、主体的に地域課題に関わる人材の育成を図る。

3. 外部評価

<p>○中央公民館が指定管理者と連携して創意工夫していることを評価する。指定管理者制度への移行の目的の一つは市の人件費の削減であるが、現行の職員配置による体制は再考すべきと考える。</p> <p>○本市の教育は、「まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり」を基本理念としている。中央公民館を中心とした新たな公民館活動とリンクさせて「知の循環」を生み、今後の公民協働の活動につなげていってほしい。今後は、地区公民館3館それぞれの魅力を引き出し、各館の柱として、地域のまちづくりを進めてほしい。</p> <p>○決まったテーマの講座が継続して行われており、市民の方の学ぶ意欲も高まっていると感じる。</p>

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○中央公民館のあり方として生涯学習センター的機能や生涯学習相談窓口を一元化する考えのもと検討していく。</p> <p>○持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館の機能を強化し、社会教育活動を中心とした地域のまちづくりを進めていく。</p> <p>○生涯学習を通じた自己実現、地域社会への貢献等により、すべての人が当事者として地域社会の担い手となることを目的とし、講座開催等を展開する。</p>	

1. 事業概要

事業名	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業		担当課	中央公民館		
目的	○住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。					
事業概要	○地域住民の学びと交流の拠点となる公民館、地域に根ざした施設として地域課題解決のため事業を実施する。 ○安全で適正な施設の管理運営を行う。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	42,247	令和4年度 (決算額)	42,247	<参考> 令和5年度 (予算額)	42,247

2. 取組結果

成果・効果	○『阪南市版社会教育士講座』の受講生が講師となり、講座を開催するなど、人材育成の効果が発揮できた。（東） ○公民館まつりでは、クラブ以外の利用サークルも積極的に参加し、つながりが広がった。（尾） ○地域の人が利用しやすいようにロビーを開放し利用が活性化した。（西）
今後の課題改善策	○楽しいサークル活動やつながりだけでなく、学んだことを地域や社会に還元する意識、仕組みを根付かせ、まちづくり、人づくりを展開する必要がある。 ○施設設備の老朽化については、社会教育施設個別管理計画等を踏まえ、修繕、改修に努め、安全で適正な管理運営を行う必要がある。

3. 外部評価

<p>○地域住民の学びと交流の場として、3館の特徴を生かしながらそれぞれ活動している。ただ、(1)長年参加者に高齢者が多く、固定化している、(2)指導者や世話をしている方も高齢化し、次世代へのバトンタッチがなかなかうまくいかない、(3)施設、設備の老朽化に伴って移転や改修が必要、といったことが、ずっと課題となっている。難しい面もあると思うが、公民館活動の良さをPRするとともに、公民館活動の目的や内容の周知徹底を続けられたい。</p> <p>○指定管理者による運営となって、各公民館の工夫が見られ、個性が出てきていると思う。施設の老朽化については、利用者の安全確保に努めていただきたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○学校との連携を図るとともに、子どもやその親世代が公民館活動を知って、利用する機会をつくるなど、次世代へつなげる活動を展開していく。</p> <p>○施設の老朽化については、計画的にまたは早急に対応し、引き続き利用者の安全確保に向け努める。</p>	

1. 事業概要

事業名	文化センターホール管理運営事業		担当課	生涯学習推進室		
目的	○市民生活の向上と文化芸術の普及振興を図る。					
事業概要	○文化芸術活動のための場の提供や、共催事業の実施を通して市民の文化的活動の促進などを実施している。 ○文化センターの管理・運営は指定管理者制度を取り入れ、指定管理者の有する知識・経験を活かし、文化芸術の普及及び振興を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	116,693	令和4年度 (決算額)	91,596	<参考> 令和5年度 (予算額)	162,735

2. 取組結果

成果・効果	○令和5年4月からの文化センター及び図書館を一体的に管理運営する指定管理者を選定した。 ○新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けている指定管理者の負担を軽減するため運営支援金を交付し、安定した市民サービスの提供に努めた。
今後の課題改善策	○施設、設備の老朽化が進み、修繕部品がない設備が発生している。 ○図書館との一体的な運営による市民サービスの更なる向上を図るため、指定管理者の取組を適切に確認・評価する必要がある。

3. 外部評価

<p>○一体的な指定管理者となった後、取組が適切に運用されているか確認し、評価していく必要があると考える。今後とも市民サービスに努めてほしい。</p> <p>○文化センターと図書館の一体的な指定管理が始まり、これまでの課題についても、その解決の見通しができたのではないかと。文化センターや図書館は、市民のオアシスであり憩いの場、集う場でもある。特に、遠くに出かけられない高齢者にとって、身近で素晴らしい文化や芸術に触れあう機会がもてることは、楽しみの一つである。</p> <p>○以前から、施設・設備の老朽化対応や修繕の必要性が指摘されてきた。指定管理者との連携を深めて、その対応も進めてほしい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○指定管理者と協力して、市民の生涯学習活動・文化芸術活動を核とした地域の賑いづくりをめざす。</p> <p>○指定管理者による文化センターと図書館の一体的な管理運営が、様々な人と学び交流できる豊かな環境を構築し、市民にとってかけがえのない居場所を創出できるよう、「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングを実施する。</p>	

1. 事業概要

事業名	図書館管理運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○教養、レクリエーション、調査研究のため、資料収集し、市民に公開する。					
事業概要	○市民に対する図書や電子書籍の貸出や、情報検索・情報提供をはじめとしたレファレンス業務、子どもの読書活動推進の中心となる読み聞かせなどの児童サービス、市内を巡回する自動車文庫等を実施する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	52,244	令和4年度 (決算額)	26,083	<参考> 令和5年度 (予算額)	162,735

2. 取組結果

成果・効果	○令和5年4月からの指定管理者制度導入に向け、文化センター及び図書館を一体的に管理運営する指定管理者を選定した。 ○指定管理者決定後は、令和5年4月からの業務開始に向けて、引継ぎを円滑に進めることできた。
今後の課題 改善策	○文化センターとの一体的な運営による市民サービスの更なる向上を図るため、指定管理者の取組を適切に確認・評価する必要がある。

3. 外部評価

<p>○一体的な指定管理者制度移行後、取組が適切に運用されているか確認し、評価していく必要があると考える。今後とも市民サービスに努めてほしい。</p> <p>○高齢者にとって図書館は憩いの場所で、毎日通うのを楽しみにしている方が多くいる。ただ、全ての年代の皆さんに幅広く利用していただくのが望ましいので、時代の流れに沿って、いろいろな取組でさらに市民サービスを向上させ、図書館の魅力をアピールしてほしい。</p> <p>○令和5年度から指定管理者による運営となり、開架室の自習席や雑誌の配置、入口のディスプレイ、キャラクターの作成など、より利用者が親しみやすい工夫が見られる。市民が集う居場所としての機能維持のため、施設の安全、保全管理をお願いしたい。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○指定管理者と協力して、市民の生涯学習活動・文化芸術活動を核とした地域の賑いづくりをめざす。</p> <p>○指定管理者による文化センターと図書館の一体的な管理運営が、様々な人と学び交流できる豊かな環境を構築し、市民にとってかけがえのない居場所を創出できるよう、「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングを実施する。</p>	

1. 事業概要

事業名	絵本で育む子どもとのふれあい事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○子どもが本に親しむ機会を提供する。 ○乳幼児期の言葉と心を育む環境を整え、子育て支援の一端を担う。					
事業概要	○大阪府新子育て支援交付金を活用し、子どもと絵本の出会いを目的とした「絵の本ひろば」等のイベントの開催、読み聞かせボランティアの育成、ブックスタート等の事業を実施し、家庭や地域での読み聞かせの習慣の定着を促す。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	2,481	令和4年度 (決算額)	2,370	<参考> 令和5年度 (予算額)	1,200

2. 取組結果

成果・効果	○人形劇イベントを開催することができ、普段図書館に来館しない親子にも、絵本を題材にした物語に親しむ機会を提供できた。
今後の課題 改善策	○読み聞かせやブックスタートに関わるボランティアが高齢化しているため、人手不足となっている。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、「絵の本ひろば」を学校で開催することができず、図書館に来館できない子どもに絵本の楽しさ体験の機会が提供できなかったため、学校での「絵の本ひろば」再開に向け調整する。

3. 外部評価

○関係者はいろいろ工夫して子どもたちが本に親しむ機会を得るよう努力しているが、スマホやゲームから引き戻すのは容易ではなく、本離れが進んでいるは深刻な問題である。そのためにも、小さい頃から絵本に親しみ、言葉と心を育むのが大切である。
○少子化に伴い、図書館が乳幼児親子の一つの居場所として機能していけるのではと期待する。絵の本ひろばは気軽に本を手にとることができる機会でもあり、読書のきっかけとしてとても有効だと考えるので、是非とも再開をお願いしたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○指定管理者と連携し、絵本の楽しさを共有できる絵本の購入をはじめ、読み聞かせボランティアの養成講座の開催や学校での絵の本ひろばの再開に向けた関係機関との調整など、子ども読書活動推進に取り組む。	



人形劇イベント

1. 事業概要

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館分）		担当課	生涯学習推進室		
目的	○コロナ禍における新たな生活様式に対応し、図書館まで来館することなく図書の利用ができる、電子図書館サービスの充実を図る。					
事業概要	○新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、図書館まで来館することなく図書の利用ができる、電子図書館サービスの充実を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)		令和4年度 (決算額)	4,000	<参考> 令和5年度 (予算額)	

2. 取組結果

成果・効果	○同時アクセス可能な、児童書コンテンツや電子マガジン等、子どもから大人まで利用できる電子図書館コンテンツを充実させることができた。 ○令和4年度購入コンテンツ：マガジンコンテンツ4,400タイトル、読み放題パック400冊、電子図書1,204冊 ○電子図書館アクセス数：12,595回（令和4年度）					
今後の課題 改善策	○電子図書館の利用についての周知が十分とは言えない。					

3. 外部評価

○電子図書館サービスは大変便利で市民にも歓迎されると思うが、まだまだ知らない人が多い。いろいろと方法を工夫して周知徹底に努めてほしい。 ○電子図書は、タブレット端末を貸与されている子どもたちには是非とも利用してもらいたい。学校での周知や活用推進に取り組んでいただきたい。					
--	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	休止・廃止・終了				
○新型コロナウイルス感染症対策事業としては終了するが、電子図書館のコンテンツの追加、利用促進については、指定管理者と連携し、図書館管理運営事業の一環として取り組む。 ○学校図書館等と連携し、電子図書館の学校への周知及び学校での活用促進に取り組む。					

第4節 歴史・文化の保存と継承

阪南市教育大綱における方針

生涯を通じて学び続ける人を育み、みんなが共に輝くための教育環境づくりを推進します。

■現状

- 歴史遺産の調査・保護・保存・継承に努めています。
- 重要な文化財については、関係者との協議を踏まえ指定に努めています。
- 郷土の歴史・文化の情報を発信するとともに、歴史資料展示室の管理運営、学校や各種団体への所蔵品の貸出、文化財に関する講座を実施しています。
- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しているなか、保管場所の分散化、老朽化などが生じています。

■課題

- 市民が地域の歴史・文化に親しみ、学習できる機会の充実が求められています。
- 地域の歴史にかかわる資料の適切な管理が求められています。
- 適切な文化財の展示・保管施設の改修や新築が求められています。
- 文化財に求められる活用ニーズや市民の興味・関心の度合いなどを踏まえ、バランスのとれた保存と活用のあり方を構築することが求められています。
- 文化財継承の担い手を確保するために、市民との連携が求められています。

■めざす姿

- 市民が、地域の歴史や文化の大切さを理解し、保護・保存・継承に取り組み、地域に誇りを持って暮らしています。
- 文化財を活用した豊富な学習機会や活発な啓発活動が行われることにより、歴史・文化の教養を高め、その知識を地域で活かしています。
- 文化財が適切に保存されています。



文化財デジタルアーカイブ作業

1. 事業概要

事業名	文化財保護啓発事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市域に残る各種文化財を調査、保護、保存し、将来に継承する。 ○市民に文化財の大切さについて周知し、理解を促す。					
事業概要	○埋蔵文化財事務の広域化(3市1町)を行い、効率的な事務を執行する。 ○市域に残る各種文化財を調査及び記録・保存する。 ○重要な文化財を指定・登録・継承する。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを運用する。 ○歴史資料展示室を管理運営する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	13,035	令和4年度 (決算額)	14,686	<参考> 令和5年度 (予算額)	14,436

2. 取組結果

成果・効果	○埋蔵文化財事務の広域化(3市1町)により効率的に事務執行できる体制を構築できた。 ○古文書一括資料を市指定文化財に指定すべく資料調査及び有識者との調整を図り、文化財保護審議会に諮問することができた。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを構築し、公開することができた。
今後の課題 改善策	○老朽化した旧東鳥取幼稚園の全部除却を実施するとともに、歴史資料展示室の移転及び再開に取り組む。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを小学校の郷土学習で活用する予定だが、効率の良い運用を図るためにも、学校現場との活用方法の調整が必要である。

3. 外部評価

<p>○広域化により市の担当者の負担が減り、未着手の古文書の整理が進むことを期待する。 ○いつも様々な工夫をして文化財の啓発に努めていることに感謝する。 ○本市の向出遺跡を始めとする貴重な文化財の保存・活用に当たっては、所有者や行政だけでなく、市民団体や地域住民と協働して取り組むことが重要である。 ○世情の混迷や物価高など、生活に不安が続くと人々の関心は文化財から遠のく。市民に文化財の重要性を周知し、調査・保護・保存に努めてほしい。 ○歴史資料展示室を開設している施設は老朽化が著しいため、新たな場所への移転を緊急の課題として実施の方向で進めていただきたい。 ○文化財デジタルアーカイブは、周知の促進やタブレット学習での活用などを期待する。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○各種文化財調査によって、地域の歴史に関わる資料を継続的に蓄積する。 ○令和4年度に諮問した文化財を市指定文化財に指定する答申を得る。 ○旧東鳥取幼稚園の建物の全部除却に先立ち、歴史資料展示室を休止し、展示物を含む収蔵物を旧東鳥取小学校体育館へ移設する。 ○生涯学習の場における講座及び、地域ボランティアガイドへの啓発を実施する。 ○小学校等への文化財デジタルアーカイブを活用した郷土学習の体制を構築するとともに、郷土学習を実施する。</p>	

第5節 生涯スポーツの振興

阪南市教育大綱における方針

生涯を通じて学び続ける人を育み、みんなが共に輝くための
教育環境づくりを推進します。

■現状

- それぞれの年齢、体力、関心に応じたスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブへの期待が大きくなっています。
- 生活様式の変化や少子高齢化に伴い、スポーツニーズも多様化し、特に健康づくりに対する関心が高まっていますが、運動習慣のない方へのアプローチはまだまだ進んでいません。
- 生涯スポーツ振興に必要な指導者が不足しています。
- 施設は築年数が30年以上経過した建物が半数以上となり老朽化が進んでいます。

■課題

- 生涯スポーツの拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービス向上が求められています。
- スポーツやレクリエーション活動に無関心な方へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取組が求められています。
- 生涯スポーツ認定登録指導者を養成し、活用することが求められています。
- 安全な施設を安心して使用できるよう、適正な維持管理をしながら活用することが求められています。

■めざす姿

- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動をしています。
- 様々な事業を通して、生涯スポーツを地域で指導できる人材が数多く育成されることで、スポーツ活動による地域づくりにつながっています。



阪南市健康マラソン大会

1. 事業概要

事業名	社会体育施設管理運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民スポーツの振興、市民の健康や体力の向上、世代間での交流を促進するために各施設を運営する。					
事業概要	○スポーツに関わる市民へのサービスの向上、利用の拡大のため、指定管理者による社会体育施設（総合体育館、中央運動広場、桑畑総合グラウンド、市立テニスコート、市営プール（中央・尾崎・下荘・上荘・東鳥取・和泉鳥取））の効率的な管理運営を行い、スポーツスクールや各種体育教室などを開催する。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	49,009	令和4年度 (決算額)	46,582	<参考> 令和5年度 (予算額)	45,925

2. 取組結果

成果・効果	○少子化による利用人数減少に加え、老朽化が進行している施設の利用に伴う危険性の回避を最優先して、全市営プールを廃止した。 ○新型コロナウイルス感染症対策を講じながら各種体育教室を実施することができた。
今後の課題 改善策	○総合体育館等の照明器具のLEDへの切り替えが課題となっている。 ○旧市営プール跡地の利活用方法について検討が必要である。

3. 外部評価

<p>○市民の憩いの場として機能していた市営プールを、安全を最優先して全て廃止したことは理解するが、一部に集約する方法を考えなかったのは、少し拙速であったと思う。</p> <p>○生涯スポーツはコミュニケーション能力や体力、生活の質の向上が図られ、平均寿命値が延伸すると言われている。各年代が活動でき、興味や関心の薄い人にも参加を促せるような魅力ある取組の開発を継続してほしい。</p> <p>○市営プール全箇所の廃止は残念である。総合体育館や中央運動広場の利用者が多く、満車になることが多いため、中央プール跡地は駐車場として活用できないか検討してほしい。</p> <p>○各施設の老朽化が気になる場所である。安全に利用できるよう管理をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市民サービスの向上、利用の拡大となるよう利用者アンケート等を実施する等、市民のニーズを把握し、各種体育教室や講座、研修会を実施する。</p> <p>○旧市営プールの跡地の利活用について、子どもたちが楽しめる居場所としての活用を検討しつつ、利活用が見込めないものは速やかに処分する。</p>	



ペタンクゴルフ体験会

1. 事業概要

事業名	スポーツ推進事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○スポーツ推進委員と協力し、市民のスポーツへの意欲、機会の向上をめざし、生涯スポーツ活動の普及及び振興を図る。					
事業概要	○スポーツ推進委員と協力し、生涯スポーツの正しい理解と安全で楽しいスポーツの実践等、事業を通して啓発を図る。 ○全国レベルの大会に出場する等、スポーツ活動で一際活躍する市民を奨励し、スポーツ奨励金の交付等を通してその活動を啓発することで、地域のスポーツ力の向上を図り、生涯スポーツの振興につなげる。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	387	令和4年度 (決算額)	480	<参考> 令和5年度 (予算額)	872

2. 取組結果

成果・効果	○条例改正により令和5年度からスポーツ推進委員を特別職の非常勤職員に位置づけた。 ○全4回の生涯スポーツ認定登録指導者講習会を行った。 ○青少年スポーツ奨励金を令和4年度は14名に交付した。
今後の課題 改善策	○生涯スポーツ活動の普及及び振興を図るため、スポーツ推進委員の増員が不可欠なことから、令和5年度に特別職の非常勤職員に位置づけたことを踏まえ、多様な人材を確保できるよう選任方法を見直す。

3. 外部評価

<p>○多様な人材を今後いかにして確保し、市民のスポーツへの意欲を向上させられるか、今後に期待する。 ○スポーツ推進委員は、指導・助言を行う大切な役割を担っている。生涯スポーツの推進を図るために人材確保は不可欠であるため、増員を願う。 ○青少年スポーツ奨励金制度については引き続き市民に周知して交付し、市民のスポーツ活動の啓発をお願いする。</p>
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
<p>○市民のスポーツへの意欲向上をめざし、奨励金の交付やスポーツ活動の顕彰として懸垂幕の作成を行う。 ○スポーツ推進委員と協力してニュースポーツの体験講座等を実施し、市民への啓発を行うとともに、スポーツ推進委員の選任方法を見直し、「阪南市スポーツ推進委員に関する規則」を改正する。</p>	

1. 事業概要

事業名	各種大会運営委託事業			担当課	生涯学習推進室	
目的	○スポーツレクリエーションに親しむ機会と場所を提供し、世代間・地域間交流等を図る。					
事業概要	○阪南市総合体育大会や阪南市民健康マラソン大会等の各種大会の実施により、様々な年齢層の市民がスポーツに触れる機会を設け、スポーツの振興を図る。					
事業費 (千円)	令和3年度 (決算額)	208	令和4年度 (決算額)	1,350	<参考> 令和5年度 (予算額)	1,350

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症対策を講じて、阪南市総合体育大会や阪南市健康マラソン大会等を実施した。 ○総合体育大会実施種目数：15種目、健康マラソン大会申込者数：76名					
今後の課題 改善策	○阪南市健康マラソンは参加者が減少しており、参加者が参加しやすいように申込み方法や実施競技等について検討する。					

3. 外部評価

<p>○指定管理者と情報の共有を密にして、スポーツ活動の普及に努めることを願う。 ○健康マラソン大会を楽しみにしている人も多く、参加者減少の要因を探りながら参加者の増加に努めて、魅力ある大会になるように、本事業を進めてほしい。 ○健康マラソン大会の参加者の減少とあるが、やはりいきなりマラソンとなるとハードルが高いのではないかと。ウォーキング講座など、スポーツに親しみのない市民に向けての取組や環境があればいいのではないかと。また、阪南市出身のスポーツ選手を巻き込んだ取組など、幼少期から親子でスポーツを楽しめる企画など検討していただきたい。</p>					
---	--	--	--	--	--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続				
<p>○広く市民にスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供するため、総合体育大会（市民大会）の各種競技大会や阪南市健康マラソン大会を実施する。 ○阪南市健康マラソン大会について、より多くの市民が参加できるよう、ウォーキング部門の新設や競技種目の距離の変更など実施方法の見直しを検討する。</p>					

Ⅲ 教育委員会会議の実施状況及び教育委員会の活動状況

令和4年度 教育委員会議実施状況（開催順）

会議名	開催日	議案件数					教育長	出席 委員数	傍聴人数	備考
		承認	協議	議決	報告	その他				
定例教育委員会	令和4年4月22日	3	0	4	10	1	0	4	0	
臨時教育委員会	令和4年4月22日	0	0	1	0	0	0	4		非公開 (人事案件)
定例教育委員会	令和4年5月27日	3	0	10	7	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和4年6月24日	1	0	5	6	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和4年7月22日	1	1	2	2	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和4年8月26日	1	1	0	4	2	1	3	0	
定例教育委員会	令和4年9月22日	1	0	1	6	1	1	3	0	
定例教育委員会	令和4年10月28日	1	0	1	2	1	1	2	0	
定例教育委員会	令和4年11月22日	1	0	0	6	2	1	3	0	
定例教育委員会	令和4年12月23日	1	1	2	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年1月27日	1	0	1	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年2月24日	1	2	2	6	2	1	4	0	
臨時教育委員会	令和5年2月24日	0	0	1	0	0	1	4		非公開 (人事案件)
臨時教育委員会	令和5年3月14日	0	0	2	0	0	1	3		非公開 (人事案件)
定例教育委員会	令和5年3月24日	2	0	7	14	1	1	4	0	
定例12回 臨時3回		17	5	39	71	15			0	



定例教育委員会の様子

教育委員の活動状況（令和4年度）（日程順）

	活動内容等	種別	場所
4月6日	中学校入学式	学校園行事	鳥取中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	貝掛中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	鳥取東中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	飯の峯中学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	西鳥取小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	下荘小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	東鳥取小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	舞小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	朝日小学校
4月11日	幼稚園入園式	学校園行事	はあとり幼稚園
4月11日	幼稚園入園式	学校園行事	まい幼稚園
4月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
4月22日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
4月27日	近畿都市教育長協議会定期総会	総会・会議等	ホテル日航奈良
5月10日	大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
5月16日	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	総会・会議等	たかつガーデン
5月27日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
6月24日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
7月8日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
7月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
8月22日	大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会	総会・会議等	オンライン
8月26日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
9月8日	大阪府市町村教育長・教育委員研究協議会	研修（オンライン）	オンライン
9月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所

10月7日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
10月13日	近畿都市教育長協議会（研修会）	研修（府外）	ホテル日航奈良
10月26日	中学校初任者訪問	授業参観・指導	鳥取東中学校
10月28日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
11月1日	近畿市町村教育委員会研修大会	研修（オンライン）	オンライン
11月1日	中学校初任者訪問	授業参観・指導	鳥取東中学校
11月7日	文化の日表彰式	その他	ホテルアウィーナ大阪
11月10日	大阪府都市教育委員会連絡協議会泉北・泉南ブロック研修会	研修（府下）	阪南市役所ほか
11月11日	中学校初任者訪問	授業参観・指導	貝掛中学校
11月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
11月25日	特別支援教育に係る文部科学省説明会及び意見交換会	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
12月23日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
1月16日	令和4年度泉南地区教育長・教育委員研修会	研修（府下）	田尻町総合保健福祉センター
1月20日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
1月27日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
1月30日	大阪市町村教育委員会研修会	研修（オンライン）	オンライン
2月24日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
2月24日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取中学校
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取中学校
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取東中学校
3月14日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	飯の峯中学校
3月14日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	尾崎小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	西鳥取小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	下荘小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	東鳥取小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	舞小学校
3月22日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	はあとり幼稚園
3月22日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	まい幼稚園
3月24日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所

資 料 等

《関係法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○阪南市教育委員会評価委員会条例

平成25年12月24日

条例第27号

改正 平成27年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平27条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について、検証し、教育委員会に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。)第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)、特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年阪南町条例第30号)、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例(平成2年阪南町条例第14号)、阪南市特別職給料等審議会条例(平成3年阪南町条例第23号)、阪南市職員の厚生制度に関する条例(平成17年阪南市条例第31号)若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例(平成25年阪南市条例第27号)の規定又は教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和47年阪南町条例第31号)の廃

止は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例、阪南市特別職給料等審議会条例、阪南市職員の厚生制度に関する条例若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例の規定又は廃止前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 5 改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定による新法第13条第1項の教育長（以下「新教育長」という。）の任命のために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 6 施行日から4年を経過するまでの間に任命される教育委員会の委員の任期は、改正法附則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で市長が定めるものとする。
- 7 施行日（附則第2項の場合にあっては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日）以後最初に新法第4条第1項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、市長は、改正法附則第5条の規定により教育委員会の委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。

阪南市教育大綱（抜粋）

<基本理念>

まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり

～生涯にわたり学び、地域に還元できるまち～

<めざす姿>

- * 校園所・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、健やかで安全な校園所の環境のもと、質の高い充実した教育・保育をめざします。
- * 市民がスポーツに親しんだり、歴史・文化の教養を高めたりしながら、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある生活を送ることをめざします。

<基本方針>

- (1) 就学前の教育・保育の充実を図ります。
- (2) すべての子どもが安心して、ともに学びともに育つ教育をめざします。
- (3) よりよい生活習慣の定着を図り、学習意欲や体力の向上をめざします。
- (4) 自ら学びに向かい、考え、判断し、表現できる子どもを育てます。
- (5) 生涯を通じて学び続ける人を育み、みんながともに輝くための教育環境づくりを推進します。

<計画期間>

第1期は平成27年度から平成29年度の3年間とし、その後は本市「総合計画」の基本計画の策定に準じ、5年ごとに教育大綱の内容を見直します。

第2期は、平成30年度から令和4年度。

1 基本理念

- ◎ 生涯学習のひと・まちづくりをめざし、自ら学びに向かい、考え、判断し、表現できる子どもを育てます。
- ◎ すべての子どもが安心して、ともに学び ともに育つ 教育をめざします。
- ◎ よりよい生活習慣の定着を図り、学習意欲や体力の向上をめざします。

2 特別重点取組

☆ 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- ◎子どもの安心・安全の確保
- ◎学びと健康の保障
- ◎人権尊重の教育の推進

3 重点取組

- ☆ 教職員の人権意識を高め、すべての子どもの人権を保障する教育の推進
- ☆ 不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組の一層の推進
- ☆ 阪南の豊かな自然の中で取り組む「海洋教育」や「総合的な学習の時間」における「課題解決学習」や「探求型協働学習」の推進
- ☆ 学力向上につなぐ授業改善をはじめ、子どもへの寄り添い、教職員の働き方改革などに向けた学習用タブレット端末等ICT（※1）機器の積極的な活用

4 基本方針

A 未来に向かって「確かな学力」と「生きる力」を育成する

「確かな学力」と「生きる力」の育成とは、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養 のこと

【基本方針】

- * SDGs (※2) に関する学習や活動を通じ、新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成
- * 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨の実現に向けた教育活動の推進
- * 自ら身近な課題の解決に取り組む、海洋リテラシー教育をはじめとする環境教育の推進

- 言語活動の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした保育・授業改革を推進し、学力向上につながる。
- 学習意欲の向上を図るとともに、生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成する。
- 海洋教育などの体験活動を通して「課題解決学習」や「探求型協働学習」を進める中、主体的に課題を発見し解決しようとする態度を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を涵養する。
- 地域や関係団体と連携を図り、「海洋教育副読本」などを活用した環境教育に取り組むことで、自分たちが暮らす社会と地域に興味を持ち、その自然環境を進んで保全しようとする態度を育成する。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 学校図書館を有効活用するとともに、市立図書館と連携して、読書活動・学習活動の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※3)に留意し、学びの連続性を踏まえた教育課程を編成する。

B 阪南GIGAスクールビジョン(※4)の実現に向けた取組を推進する

【基本方針】

- * GIGAスクール構想(※5)におけるICT機器の活用を取り入れた授業改革の一層の推進
- * 各教科の学びを深め本質に迫る探究活動の充実及び情報モラル教育の推進
- * 個別最適な学びの推進及び学習機会の確保に向けた学習用タブレット端末の家庭での積極的な活用
- * 校務・授業のスリム化を通じた教員の働き方改革の推進
- * ICTを活用した授業を展開するための教員研修の充実

- 1人1台端末を活用した、双方向型の授業、一人ひとりの理解度により選択できる個別学習、多様な考えを活かし深めることができる協働学習をさらに推進させる。
- 課題を設定し、情報を収集し、整理と分析を進め、まとめて表現する、といった一連の学習の流れを確立し、探究活動を充実させる。
- 情報モラル教育を含めた情報活用能力とプログラミング的思考(※6)を育む教育を推進する。
- 家庭学習や学習機会の確保、子どもと教員がよりつながることをめざし、学習用タブレット端末の家庭での活用を進める。
- ICT機器や校務支援システムなどの活用により教員の働き方改革を進め、教員が児童生徒や教材と向き合う時間を確保する。
- ICT担当教員を中心に校内体制を整え、好事例の共有など、学習用タブレット端末をより効果的に活用するための校内研修を実施する。

C 外国語(英語)教育の充実を図る

【基本方針】

- * 英語に親しみ、楽しんで英語を使う子どもの育成
- * 英語を使ってコミュニケーションを図ることができる力の育成

- ALT（外国語指導助手）（※7）との関わりや英語ミュージカルの鑑賞を通して、ワクワクしながら英語を学び、積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- 幼稚園では、各種行事の中で、子どもたちが英語に触れる機会を確保する。
- 小中連携を通して、各校の授業内容や活動などの情報を共有するとともに、相互に授業見学する機会を積極的に持つ。
- 英語教育担当教員がALTと円滑に連携し、英語教育の推進体制を充実させる。

- 小学校外国語活動では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を行い、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- 小学校外国語では、中学年の内容に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- 中学校英語では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能をバランスよく指導し、実際に外国語（英語）を活用する場面を設定し、即興的に伝え合う対話的な言語活動を用いながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養う。

D 健やかな体を育む

【基本方針】

- * 学校園と家庭・地域の協働によるよりよい生活習慣の定着と体力づくり
- * 全教職員の連携・協力による「食に関する指導」の推進

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体、校種間の連携を通し、よりよい生活習慣を定着させるための取組を推進する。
- 遊びや生活の中で、幼児・児童期に多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 子どもの体力の状況を正確に、且つ継続的に把握・分析し、学校園全体で体力向上の取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 家庭・地域と協働し、「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を深める取組を推進する。

E 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する

【基本方針】

- * すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
- * すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立
- * 人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育の推進

- 人とのつながりを大切にしながら、学校園生活全体を通して、発達を促していく取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を確立し、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実を図る。
- すべての子どもが参加できるよう、ユニバーサルデザイン（※8）による保育・授業を推進する。
- 合理的配慮（※9）について適切に対応するとともに、すべての子どもに対する支援教育の理解・啓発を一層推進する。
- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分発揮できるよう、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した支援を

充実させる。

F 道徳性を養う

【基本方針】

- * 学校園の教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- * 子どもの主体的な活動の推進

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築する。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 多様な価値観にふれながら、自ら考え、よりよい方向をめざす資質・能力を育むよう、保育・授業評価を活用し指導方法を工夫・改善する。
- 道徳科における子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、日々の指導に生かす。

G 人権意識を高め、実践的行動力を育成する

【基本方針】

- * 全教育活動における人権意識の涵養
- * 人権教育指導体制の充実
- * 自他の生命と人権を尊重する心と態度の育成
- * 性の多様性についての正しい理解の増進と子どもが安心する環境づくりの推進

- 人権3法（※10）や府人権関係3条例（※11）を踏まえ、子どもの権利、同和問題（部落差別）、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性の多様性、等の今日的人権問題を正しく理解し、その解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。
- 自他の生命の大切さを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力の育成にも注力する。
- すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることにより、すべての子どもの人権を保障する教育を推進する。
- 人権及び人権問題を理解するための研究保育・授業を実施することにより、教材、学習プログラムの開発・発展に努めるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。

H 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する

【基本方針】

- * 教職員一人ひとりの生徒理解力・生徒指導力の向上
- * 生徒指導体制の確立と充実
- * いじめ・不登校や暴力行為、児童虐待の未然防止と子どもの成長を促す生徒指導の充実

- 日常の課題への対応を研修の機会として捉え、子どもの個別の状況を理解する力を高め、教職員一人ひとりの指導力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（※12）などの専門家や関係諸機関と早期に連携する機会を増やし、一人ひとりの子どもや保護者への理解を深め、より適切な支援を実施する。

- 校内の生徒指導体制について点検し、「報告・連絡・相談」を徹底した生徒指導体制を充実させ、組織として協議し対応する。
- いじめ防止対策推進法を一人ひとりの教員が正確に理解し、各校策定の「学校いじめ防止基本方針」の行動計画を実行する。
- いじめについて積極的に認知し、組織として対応することで、早期改善を図る。
- 児童虐待防止やヤングケアラー（※13）への早期支援に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りの強化及び対応体制を確立し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。
- 学校園の教育活動全体を通じて、子どもが自主的・主体的に取り組む活動を実施し、すべての子どもの成長を促す指導を充実させる。

I 学校園運営体制を確立し、教員の指導力・教育力の向上を図る

【基本方針】

- * 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくり
- * すべての教職員が互いに学びあい育ちあう同僚性のある校園内体制づくり
- * 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修の積極的活用

- 教職員の世代交代が進む中、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 生徒指導、授業改善、ICT機器の活用などの課題に対して、それぞれの教職員、様々な職種の専門性が発揮できる校園内体制を整備する。
- OJT（※14）により教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営に参画する。
- 各校園において取組の成果を計画的・具体的に検証し、PDCAサイクルにより改善を図る。

J 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

【基本方針】

- * 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導の推進
- * 危機管理体制の強化と防災教育の充実

- 各校園の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を全教職員で定期的に見直し、教職員一人ひとりの危機意識向上を図り、緊急時の危機管理体制を確立する。
- アレルギーに関する情報共有や校内研修を実施することにより、事故の未然防止及び発症時における緊急対応の体制を確立し、子どもの健康安全を確保する。
- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- 熱中症予防のために、水分や塩分の補給、適切な休息、健康観察などの健康管理を徹底する。

K 子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域等との協働を充実させる

【基本方針】

- * 教育コミュニティづくりの推進
- * キャリア教育（※15）の推進

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、

家庭の教育力・養育力の向上に努める。

○保幼小中や支援学校、高校、大学等との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。

○中学校区で共有した「めざす子ども像」の実現に向け、社会的・職業的自立に必要な力や態度を育成するため、キャリア教育全体指導計画に基づいた取組を、系統的に行う。

【 用 語 解 説 】

- ※1 ICT 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。PCやタブレット、電子黒板などを「ICT機器」、教育現場での情報通信技術を活用した取組を「ICT教育」という。
- ※2 SDGs 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標のこと。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められている。阪南市も「SDGs」の推進に取り組んでいる。
- ※3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を明確化したもの。しかし、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもない。小学校と共有することにより幼小接続を推進することにもつながる。
- ※4 阪南GIGAスクールビジョン 文部科学省が提唱したGIGAスクール構想を受けて、阪南市で策定した教育ビジョンのこと。5つの教育目標と4つのキーワードを掲げ、授業改革を進める。
- ※5 GIGAスクール構想 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出す。
- ※6 プログラミング的思考 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
- ※7 ALT（外国語指導助手） 「Assistant Language Teacher」の略称で、小、中学校等に配置し、児童生徒の外国語教育や国際理解教育の学習活動の補助を行う。阪南市においては、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、8名のALTを配置している。
- ※8 ユニバーサルデザイン 障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた

製品・情報・環境のデザインのこと。

- ※9 合理的配慮 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。
- ※10 人権3法 平成28年度に差別を解消することを目的に制定された、3つの法律。
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」
「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」
「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」
- ※11 府人権関係3条例 平成31年度に増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、制定及び改正を行った3つの条例。
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
- ※12 スクールソーシャルワーカー 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
- ※13 ヤングケアラー 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
- ※14 OJT 日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
- ※15 キャリア教育 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

令和5年度
阪南市教育委員会点検・評価報告書
(令和4年度施策・事業対象)

発行 阪南市教育委員会
編集 生涯学習部 教育総務課
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
電話 072-489-4540 FAX 072-473-3504
E-mail : kyouiku-s@city.hannan.lg.jp